

# 鎌倉市文化財年報

平成 30 年(2018 年)度

鎌倉市教育委員会

令和 2 年(2020 年) 2 月



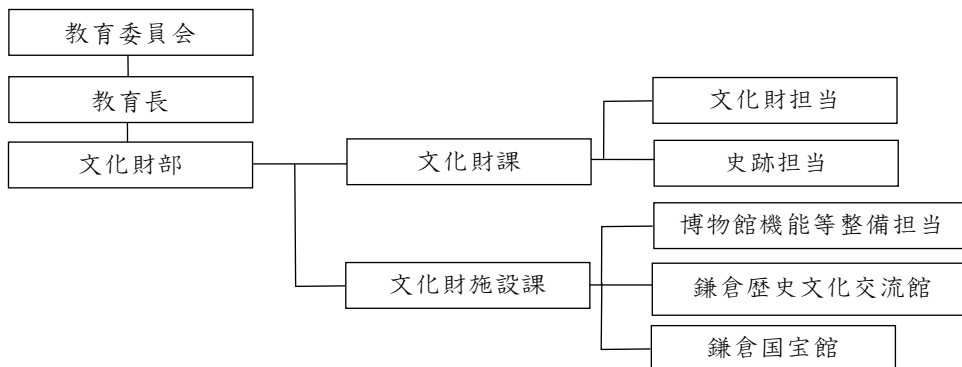
## 目次

1	文化財部所管組織	1
	(1) 文化財部機構図	
	(2) 鎌倉市文化財専門委員会	
2	文化財の指定	4
	(1) 絵画	
	(2) 工芸	
	(3) 古文書	
	(4) 考古資料	
3	文化財の保存・整備	7
	(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
	(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
	(3) 発掘調査の実施状況	
	(4) 発掘調査報告書の刊行	
	(5) 発掘調査補助金の交付状況	
	(6) 共同研究実施状況	
	(7) 指定文化財の保存修理の実施状況	
	(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
	(9) 無形文化財の保護・育成	
	(10) 文化財の防災対策	
4	文化財の公開活用	28
	(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
	(2) 鎌倉市遺跡調査速報展	
	(3) その他の展示	
	(4) 遺物貸出セット	
	(5) 文化財の貸出・掲載等	
	(6) 文化財めぐり	
	(7) 郷土芸能大会	
	(8) 有償図書一覧	
5	史跡の公有地化・整備維持管理	40
	(1) 史跡の公有地化	
	(2) 史跡の整備	

(3) 史跡の公開活用	
(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理	
6 鎌倉国宝館の管理運営	44
(1) 沿革と特色	
(2) 館のあゆみ	
(3) 施設の概要	
(4) 機構と職員	
(5) 事業実施状況	
(6) 主な出版物	
(7) 資料関係	
(8) 入館者動向	
7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営	55
(1) 沿革と特色	
(2) 施設の概要	
(3) 事業実施状況	
(4) 入館者動向	
8 資料編	59
(1) 鎌倉市指定文化財件数一覧	
(2) 鎌倉市文化財保護条例	
(3) 鎌倉国宝館条例	
(4) 鎌倉歴史文化交流館条例	
(5) 国指定史跡永福寺跡条例	
(6) 鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 文化財部所管組織

(1) 文化財部機構図



(平成 30 年 4 月 1 日時点)

(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

(ア) 任期 平成 28 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日 (50 音順)

氏 名	分 野	役 職 等
大野 敏	建 築 史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民 俗 学	昭和女子大学教授
河野 真知郎	考 古 学	鶴見大学名誉教授
佐藤 孝雄	考 古 学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
鈴木 伸一	植 生 学	東京農業大学短期大学部教授
瀬谷 愛	絵 画 史	東京国立博物館主任研究員
高橋 慎一郎	中 世 史	東京大学史料編纂所教授
馬場 弘臣	近 世 史	東海大学教育開発研究センター教授
原田 一敏	工 芸 史	東京藝術大学名誉教授
山本 勉	彫 刻 史	清泉女子大学教授

※役職等は平成 30 年 5 月末時点

(イ) 任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日

(50音順)

氏 名	分 野	役 職 等
大野 敏	建 築 史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民 俗 学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
佐藤 孝雄	考 古 学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
皿井 舞	彫刻史	東京国立博物館平常展調整室長
鈴木 伸一	植 生 学	東京農業大学教授
瀬谷 愛	絵 画 史	東京国立博物館 学芸研究部 保存修復課 保存修復室長
高橋 慎一朗	中 世 史	東京大学史料編纂所教授
馬場 弘臣	近 世 史	東海大学教育開発研究センター教授
御堂島 正	考古学	大正大学教授

※役職等は令和元年12月末現在

イ 開催状況

(ア) 平成30年5月30日(水)

【協議事項】

- ・北鎌倉隧道が所在する尾根の史跡指定について

【その他】

(イ) 平成30年7月10日(火)

【協議事項】

- ・会長・副会長の選出について
- ・平成30年度鎌倉市指定文化財指定候補品目の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定について
- ・指定文化財の保存修理の実施状況について

【その他】

(ウ) 平成 30 年 11 月 27 日 (火)

【諮問事項】

- ・平成 30 年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

【その他】

(エ) 平成 31 年 1 月 29 日 (火)

【答申事項】

- ・平成 30 年度鎌倉市指定文化財の指定について (答申)

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

【その他】

## 2 文化財の指定

平成30年度は、次のとおり、新たに絵画・工芸・古文書・考古資料各1件を鎌倉市指定文化財に指定した。

### (1) 絵画

絹本着色 五百羅漢図 一幅

所蔵者：円覚寺

年代：江戸時代(天明三年(1783))

法量 縦 155.2センチメートル

横 90.0センチメートル

羅漢とは、仏教の修行の最高段階に達した人、供養すべき人という意味で、禅宗寺院を中心に、十六羅漢図、五百羅漢図といった絵が多く描かれてきた。

円覚寺所蔵の絹本着色「五百羅漢図」は、一幅につき十人の羅漢を描き、五十幅で計五百人の羅漢を描いた大作で、作られた時代の異なる図が一括して箱に納められている。

全五十幅のうち、当初に作られたとみられる元時代、13世紀末から14世紀半ば頃の三十三幅は国指定重要文化財に、室町時代の十六幅は県指定重要文化財に既に指定されており、江戸時代に作られた残りの一幅が本図である。

本図は墨書銘や落款から、円覚寺の住持の求めにより、天明三年(1783)に狩野養川かのうよう惟信せんこれのぶが描いたことが分かり、依頼した人物や描いた画家、描いた年が分かる点で重要な作例である。



絹本着色 五百羅漢図

### (2) 工芸

鎌倉彫屈輪文三足卓 一基

所蔵者：鎌倉彫協同組合

年代：室町時代

寸法：径 41.2 cm (天板径 38.7 cm)

高 21.3 cm

鎌倉彫は、中国からの伝来品にあった、漆を塗り重ねてその膜を彫り、文様を表現する技法



鎌倉彫屈輪文三足卓



を模倣して、あるいはその工程短縮を目的として生まれたとされる。

本作は、猫の足のような三脚を持つ、<sup>しよく</sup>卓と呼ばれる小型の机で、もともとは仏前や儀式のための調度品として作られたと考えられる。

全体は黒い漆で、文様の部分は朱の漆で塗られ、円形の天板の側面には、屈輪と呼ばれる、蕨を思わせるカールした文様を巡らせている。

本作は、中国からの伝来品を写しながらも、脚の部分などには仏像の衣や襷に似た彫りが施されるなど、仏像を造る際の技術も見ることができる貴重な作品である。

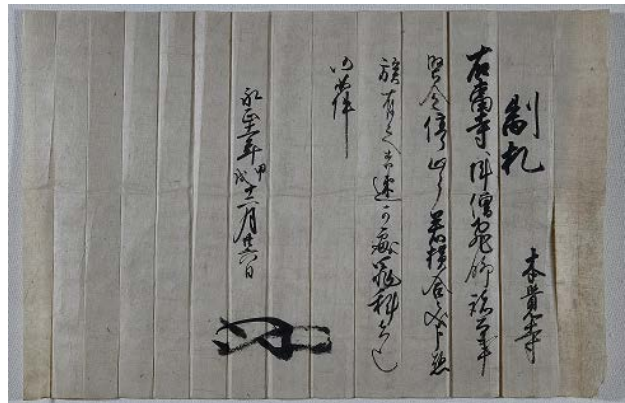
### (3) 古文書

本覚寺文書聖教

2巻、1冊、12通（計15点）

所蔵者：本覚寺

年代：室町時代～江戸時代



本覚寺文書聖教

本資料は、日蓮宗の妙巖山本覚寺に伝来する、中世の文書および仏教の經典である聖教である。永享八年（1436）の創建と伝えられる本覚寺は、「夷堂」または「東身延」とも呼ばれ、室町時代以降の鎌倉の法華信仰の拠点であった。

本史料のなかには、伊勢宗瑞（北条早雲）・氏綱・氏康・氏政の小田原北条氏歴代当主から特権を保証された文書が含まれている。

いずれも、室町時代以降、鎌倉において商人などの町衆の信仰を集めて急速に発展してきた寺院が、小田原北条氏の強力な保護も得ながら栄えていたことを示す貴重な史料である。

また、きわめて保存状態も良く、表装による改変を受けず原型をとどめている点でも注目される。

そのほか、本覚寺開山の<sup>にっしゅつ</sup>日出の書写した日蓮の著作『開目抄』の古い写本や、上総より運ばれてきたという本覚寺の梵鐘に関わる伝承を古い段階で文章化した『本覚寺梵鐘由来記』なども、文書類と合わせて、本覚寺の歴史および室町時代以降の鎌倉の研究に欠くことのできない重要な史料といえる。

### (4) 考古資料

大倉幕府周辺遺跡群出土の鉄製籠手 1点

所蔵者：鎌倉市

年 代：室町時代

形 状：鉄製、黒漆塗り

寸 法：長さ 約 60cm、幅 約 18cm

出土地：鎌倉市二階堂字荏柄 38 番 2

本資料は、鶴岡八幡宮境内から東へ約 630m に位置する、周知の埋蔵文化財包蔵地「大倉幕府周辺遺跡群」で、平成 23 年（2011）から翌年にかけて行われた発掘調査において、作られた時期が不明の井戸の底から半分に折れた状態で発見された。状態は非常に良く、平成 25 年度（2013）には保存のための処理が行われている。

籠手は甲冑に付属する、腕にあてる部分のことで、出土事例は全国的にも希少であるが、伝世品の籠手は多く、例えば春日大社には、鎌倉時代製作とされる国宝の籠手、室町時代末頃製作とされる籠手の 2 点が伝わる。

本資料は、これら 2 例の間の室町時代でも中期以前、15 世紀前半頃に製作されたものと推定される。

中世にまで遡る籠手は希少であり、本資料は甲冑の歴史に新たな知見をもたらすものであるとともに、武家の政権都市であった鎌倉の社会や文化を物語る遺物といえる。



大倉幕府周辺遺跡群  
出土の鉄製籠手

### 3 文化財の保存・整備

#### (1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
平成30年4月3日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワーク センター所長 金井秀樹	ガス管理設	平成30年4月9日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年4月11日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場 設置	平成30年4月12日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年3月15日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉馬のいる街プロジェクト 代表 北條隆男	テント設置	平成30年4月13日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年4月19日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	地盤調査	平成30年4月23日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年4月23日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	個人	住宅増築	平成30年6月15日 文化庁長官許可
平成30年5月30日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	鎌倉市長 松尾 崇	地盤調査	平成30年6月5日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年6月1日	国指定史跡 大町釈迦堂口遺跡	大町	鎌倉市長 松尾 崇	電柱支線 取替	平成30年6月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年6月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	休憩棟建築	平成30年7月20日 文化庁長官許可
平成30年6月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	個人	地盤調査	平成30年6月14日 文化庁長官許可
平成30年6月13日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	地盤調査	平成30年6月14日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年6月14日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜	神奈川県藤沢土木事務所長 市川喜久男	歩道改修	平成30年6月18日 文化庁長官許可
平成30年6月15日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	宗教法人明月院 代表役員 佐藤誠司	防災工事	平成30年7月20日 文化庁長官許可
平成30年6月20日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	電柱移設	平成30年6月22日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年7月4日	国指定史跡 若宮大路	小町	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	埋設管撤去	平成30年7月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年7月18日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	便益施設 改築	平成30年9月21日 文化庁長官許可
平成30年7月19日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場の 計画変更	平成30年7月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年7月25日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場の 計画変更	平成30年7月31日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年7月20日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワーク センター所長 金井秀樹	埋設管取替	平成30年7月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年7月24日	国指定史跡 稲村ヶ崎	稲村ガ崎	鎌倉市長 松尾 崇	地質調査	平成30年7月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年8月1日	国指定史跡 稲村ヶ崎	稲村ガ崎	鎌倉市長 松尾 崇	地質調査	平成30年8月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年8月5日	国指定史跡 寿福寺境内	扇ガ谷	宗教法人寿福寺 代表役員 内田穆堂	防災工事	平成30年9月21日 文化庁長官許可
平成30年8月8日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	電柱移設	平成30年8月13日 鎌倉市教育委員会許可

平成30年8月23日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	西御門	阿含宗横濱道場 根本有峰	テント設置	平成30年8月30日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年9月4日	国指定史跡 東勝寺跡	小町	宗教法人宝戒寺 代表役員 静川慈昭	標識改修	平成30年9月4日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年8月30日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下一真	防災工事	平成30年10月19日 文化庁長官許可
平成30年9月11日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 所長 鈴木宣夫	地質調査	平成30年9月14日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年9月14日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	東日本電信電話株式会社 取締役神奈川事業部長 高橋早苗	電線支線 撤去	平成30年9月18日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年9月13日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人雲頂菴 代表役員 殿谷一成	防災工事	平成30年10月19日 文化庁長官許可
平成30年9月20日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	日本遺産いざ鎌倉協議会 会長 小磯一彦	ロープ柵 設置	平成30年9月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年9月18日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 吉田正道	地質調査	平成30年9月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年9月25日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	電柱移設	平成30年9月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年10月4日	国指定史跡 若宮大路	小町	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	埋設管設置	平成30年10月16日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年10月18日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	休憩棟外構 整備	平成30年11月16日 文化庁長官許可
平成30年9月13日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	個人	埋設管設置	平成30年10月25日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年10月16日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	公益財団法人鎌倉風致保存会 理事長 兵頭芳明	仮設トイレ等 設置	平成30年10月29日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年10月29日	国指定史跡 若宮大路	小町	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	埋設管設置	平成30年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年10月30日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	NPO法人湘南游映座 理事長 岡 博大	仮設シアター 設置	平成30年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年11月2日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	下水配管 設置	平成30年11月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年11月27日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	鎌倉市長 松尾 崇	防災工事	平成31年2月8日 文化庁長官許可
平成30年11月30日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	給水管埋設	平成30年12月3日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月3日	国指定史跡 伝上杉憲方墓	極楽寺	鎌倉市長 松尾 崇	説明板設置	平成30年12月4日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月3日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	西御門	鎌倉市長 松尾 崇	石柱設置	平成30年12月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月3日	国指定史跡 名越切通	大町	鎌倉市長 松尾 崇	石柱設置	平成30年12月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月5日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	東日本電信電話株式会社 取締役神奈川事業部長 高橋早苗	電話柱移設	平成30年12月12日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月10日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所 所長 市川喜久男	地質調査	平成30年12月13日 鎌倉市教育委員会許可

平成30年12月12日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	仮設トイレ 設置	平成30年12月14日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月14日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場設 計変更	平成30年12月19日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月19日	国指定史跡 若宮大路	小町	鉄建建設株式会社 一級建築士事務所建設本部 設計部長 茂川哲夫	植栽移設	平成30年12月25日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月21日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ 浜	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワーク センター所長 金井秀樹	ガス管設置	平成31年1月15日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年1月21日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ 浜	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	埋設管設置	平成31年1月23日 鎌倉市教育委員会許可
平成30年12月25日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ 浜	東日本電信電話株式会社 取締役神奈川事業部 高橋 早苗	埋設管改修	平成31年2月4日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年1月30日	国指定史跡 若宮大路	小町	神奈川県藤沢土木事務所 所長 市川喜久男	桜植樹	平成31年2月4日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月1日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷	鎌倉市長 松尾 崇	標識設置	平成31年2月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月4日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	リビングプラザ株式会社 代表取締役 山崎耕司	給水管設置	平成31年2月6日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月5日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 吉田正道	仮設足場 設置	平成31年2月8日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月8日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	鎌倉市教育委員会 教育長 安良岡晴史	確認調査	平成31年3月18日 文化庁長官許可
平成31年2月6日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉市長 松尾 崇	フェンス設置	平成31年2月8日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	国旗掲揚塔 設置	平成31年2月12日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月8日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人禅居院 代表役員 田原良平	隠察外構 整備	平成31年4月19日 文化庁長官許可
平成31年2月13日	国指定史跡 若宮大路	小町	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	埋設管撤去	平成31年2月15日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月13日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	仮設足場 設置	平成31年2月15日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月14日	国指定史跡 仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	仮囲い等 設置	平成31年2月15日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月19日	国指定史跡 東勝寺跡	小町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 所長 鈴木宣夫	柵改修	平成31年2月21日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月19日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	仮設足場 設置	平成31年2月21日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月19日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	神奈川県企業庁鎌倉水道 営業所長 伊勢茂樹	給水管設置	平成31年2月21日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月21日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	休憩棟外構 整備	平成31年3月6日 文化庁長官許可
平成31年2月25日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワーク センター所長 金井秀樹	埋設管設置	平成31年2月27日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月25日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	標柱設置	平成31年2月27日 鎌倉市教育委員会許可

平成31年2月25日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ 浜	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	埋設管撤去	平成31年2月27日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月22日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷	鎌倉市選挙管理委員会 委員長 北村智生	仮設掲示板 設置	平成31年3月1日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年2月26日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下	神奈川県藤沢土木事務所 所長 市川喜久男	剥離防止対 策工事	平成31年4月19日 文化庁長官許可
平成31年3月1日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 吉田正道	確認調査	平成31年4月19日 文化庁長官許可
平成31年3月1日	国指定史跡 亀ヶ谷坂	山ノ内	鎌倉市長 松尾 崇	説明板設置	平成31年3月11日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年3月8日	国指定史跡円覚寺 境内・名勝及史跡 円覚寺庭園	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	池等整備	平成31年4月19日 文化庁長官許可
平成31年3月11日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	一般財団法人鎌倉 馬のいる街プロジェクト 代表 北條隆男	テント等設置	平成31年3月27日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年3月20日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺	鎌倉市長 松尾 崇	制札板設置	平成31年3月27日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。平成30年度は68件の調査を行った。

No	遺跡名	遺跡番号	所在地	調査面積(m <sup>2</sup> )	調査原因	埋蔵文化財への影響
1	長谷小路周辺遺跡	236	長谷三丁目642番8	6	個人住宅	
2	名越ヶ谷遺跡	231	大町四丁目1935番3の一部	2	建売住宅	
3	宝積寺跡	240	山崎字富士塚783番4、784番の一部	4	建売住宅	
4	能蔵寺跡	314	材木座二丁目301番2	4	個人住宅	有
5	川越重頼邸跡	270	浄明寺五丁目317番1	1.5	個人住宅	
6	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町788番8の一部	6	個人住宅兼工場または店舗	有
7	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目274番1の一部、274番2、275番6	2.2	個人住宅	有
8	浄妙寺旧境内遺跡	408	浄妙寺三丁目123番3	6	個人住宅	有
9	公方屋敷跡	268	浄明寺四丁目288番6の一部	6	集合住宅、個人住宅	有
10	玉縄城跡	63	城廻字清水小路691番7	4	個人住宅(建売)	
11	米町遺跡	245	大町二丁目2400番5、6	6	個人住宅	
12	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目120番21	3.3	共同住宅	有
13	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目171番25	6	個人住宅	有
14	材木座町屋遺跡	261	材木座一丁目954番5、954番13	3	個人住宅	
15	名越ヶ谷遺跡	231	大町六丁目1703の一部、1705-20、22	4	共同住宅	有
16	鶴岡八幡宮旧境内遺跡	56	雪ノ下二丁目61番3の一部ほか6筆	8.5	その他建物(有料老人ホーム)	有
17	西御門遺跡	325	西御門一丁目63番1、63番2の各一部	4.6	個人住宅(賃貸)	有
18	玉縄城跡	63	玉縄三丁目597番2、597番5	6	個人住宅	
19	高德院周辺遺跡	327	長谷五丁目352番9	6	個人住宅	
20	西瓜ヶ谷遺跡	213	山ノ内字西瓜ヶ谷1002番1	6	個人住宅	
21	東勝寺跡	246	小町三丁目488番3の一部	1.5	個人住宅	
22	由比ガ浜南遺跡	315	坂ノ下178番9、10	6	個人住宅	
23	下馬周辺遺跡	200	由比ガ浜二丁目54番1	4.5	個人住宅(建売)	
24	峰東遺跡	144	鎌倉山四丁目541番4ほか1筆	8	宅地造成	

25	円覚寺門前遺跡	287	山ノ内 933 番 6	6	個人住宅	
26	大倉幕府北遺跡	193	西御門二丁目 801 番の一部	12	宅地造成	
27	大町釈迦堂口遺跡	235	大町六丁目 1452 番 31 の一部	6	個人住宅(建売)	
28	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 537 番 2 ほか 4 筆	4	宅地造成	有
29	玉縄城跡	63	植木字 365 番 1、365 番 9、370 番 2	2	共同住宅	
30	西瓜ヶ谷遺跡	213	山ノ内字西瓜ヶ谷 1118 番 5 ほか 2 筆	4	個人住宅	
31	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺四丁目 904 番 5	3	個人住宅	
32	今小路西遺跡	201	扇ガ谷一丁目 150 番 1 の一部	6	店舗・事務所付賃貸住宅	有
33	西御門遺跡	325	西御門一丁目 55 番 9	6	宅地造成	有
34	米町遺跡	245	大町二丁目 2317 番 12	6	個人住宅	有
35	玉縄城跡	63	植木 183 番 1	6	個人住宅	
36	常楽寺旧境内遺跡	26	大船五丁目 1366 番 3 他 3 筆	6	個人住宅(建売)	有
37	西御門遺跡	325	西御門一丁目 28 番 1	3.75	個人住宅	有
38	天神山遺跡	55	山崎 680 番 13、680 番 20	6	個人住宅	
39	釈迦堂遺跡	257	浄明寺一丁目 610 番 9	4	個人住宅	
40	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎四丁目 617 番 12	6	個人住宅	
41	住・西遺跡	14	鎌倉山三丁目 1448 番 4、1454 番 5、1454 番 6	6	個人住宅	
42	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目 1412 番 2、1414 番 5	6	個人住宅	
43	大倉幕府周辺遺跡群	49	雪ノ下四丁目 580 番 1	4	宅地造成	有
44	米町遺跡	245	大町二丁目 2344 番 1 ほか 3 筆	13	宅地造成	
45	北条小町邸跡 (泰時・時頼邸跡)	282	雪ノ下一丁目 387 番 1	4	宅地造成	有
46	台山遺跡	29	台 1424-1 の一部	4	個人住宅	有
47	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	由比ガ浜二丁目 1215 番 1	6	個人住宅	有
48	大倉幕府周辺遺跡群	49	二階堂字荏柄 38 番 12 の一部	6	個人住宅	有
49	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 207 番 11	6	個人住宅	有
50	玉縄城跡	63	植木字相模陣 392 番 10	2	個人住宅	
51	材木座町屋遺跡	261	材木座五丁目 946 番 1	12	集合住宅	有
52	米町遺跡	245	大町二丁目 2300 番 1 の一部	2	個人住宅	有
53	玉縄城跡	63	城廻 707 番 4	4	個人住宅	
54	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目 229 番 1、114 番 7	4	駅舎	有
55	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎四丁目 605 番 24	6	個人住宅	
56	西瓜ヶ谷遺跡	213	山ノ内字藤源治 933 番 4	6	個人住宅	
57	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎四丁目 591 番 10、11	6	個人住宅兼教会	
58	政所跡	247	雪ノ下三丁目 973 番 28、29、30	6	個人住宅	



59	積善遺跡	440	十二所 835 番 2、4、836 番 3 及び 835 番 1、5 の各一部	6	個人住宅	有
60	下馬周辺遺跡	200	由比ガ浜二丁目 54 番 19	6	個人住宅	
61	多宝寺跡	187	扇ガ谷二丁目 258 番	8	宅地造成	有
62	若宮大路周辺遺跡群	242	小町一丁目 81 番 21 号	4	店舗	有
63	名越ヶ谷遺跡	231	大町六丁目 1708 番 24	6	個人住宅	
64	武蔵大路周辺遺跡	194	扇ガ谷四丁目 349 番 2 の一部	6	個人住宅	
65	二伝寺砦跡	328	植木字相模陣 543 番 2 ほか 2 筆	4	宅地造成	有
66	釈迦堂遺跡	257	浄明寺一丁目 642・643 番 3	4	個人住宅	
67	十二所稲荷小路遺跡	321	十二所字馬場 218 番 1	6	個人住宅	
68	瑞泉寺周辺遺跡	338	二階堂 743 番	4	宅地造成	有

#### イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。ここでは、工事種別、指示通知別の件数を一覧表にした。

93 条	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計
道路			2				2
鉄道				1			1
空港							0
河川							0
港湾							0
ダム							0
学校				1			1
住宅		8	8	9	1		26
個人住宅		17	89	156			262
工場							0
店舗		4	5	1			10
住宅兼		3	2	2	1		8
その他建物		2	7	9			18
宅地造成		5	9	8	4		26
土地区画整理							0
公園造成							0

ゴルフ場							0
観光開発							0
電気・ガス・水道等			99	198		10	307
農業基盤							0
農業関係							0
土砂採取							0
その他開発			17	15			32
自然崩壊							0
遺跡地図 作製等							0
保存目的							0
学術							0
遺跡整備							0
計	0	39	238	400	6	10	693

94条	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他 未指示	計
道路			3	1			4
鉄道							0
空港							0
河川							0
港湾							0
ダム							0
学校					1		1
住宅							0
個人住宅							0
工場							0
店舗							0
住宅兼							0
その他建物			3	5			8
宅地造成							0
土地区画整理							0
公園造成							0
ゴルフ場							0
観光開発							0
電気・ガス・水道等			39	6		1	46
農業基盤							0

農業関係							0
土砂採取							0
その他開発			20	4	1	1	26
自然崩壊							0
遺跡地図 作製等							0
保存目的							0
学術							0
遺跡整備							0
計	0	0	65	16	2	2	85

92 条	試掘・確認 調査	本発掘調査	計
道路		1	1
鉄道			0
空港			0
河川			0
港湾			0
ダム			0
学校			0
住宅		8	8
個人住宅		12	12
工場			0
店舗		2	2
住宅兼		2	2
その他建物		1	1
宅地造成		3	3
土地区画整理			0
公園造成			0
ゴルフ場			0
観光開発			0
電気・ガス・水道等			0
農業基盤			0
農業関係			0
土砂採取			0
その他開発			0
自然崩壊			0

遺跡地図作製等			0
保存目的			0
学術			0
遺跡整備			0
計	0	29	29

### (3) 発掘調査の実施状況

#### ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主に代わって実施している。平成30年度に行った発掘調査は5件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積(m <sup>2</sup> )
1	田楽辻子 周辺遺跡 (No.33)	浄明寺一丁目 590番2	都市 遺跡	〔中世〕 井戸2 柱穴列4 切石列2 溝1 土坑3	〔中世〕 土器・陶器・瓦・ 磁器 (整理箱9箱)	個人専 用住宅 (柱状改 良工事)	(前年度 から継続) H30.4.1 ～ H30.4.26	41.06
2	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	大町一丁目 1083番1	都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物3 井戸1 土坑5	〔中世〕 土器・陶器・瓦・ 磁器・石製品 (整理箱21箱)	個人専 用住宅 (柱状改 良工事)	H30.7.9 ～ H30.9.14	94.56
3	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	雪ノ下一丁目 161番43	都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物1 柱穴29 土坑27 板列5	〔中世〕 土器・陶器・磁 器・石製品・木製 品・骨角製・ガラス 製品・鉄製品・銅 製品 (整理箱76箱)	個人専 用住宅 (鋼管杭 工事)	H30.7.17 ～ H30.10.26	72.00
4	横小路周 辺遺跡 (No.259)	二階堂字荏柄 26番イの一部	城館 跡	〔中世〕 溝3 ピット92 土器集積3 〔古代〕 溝4 落ち込み1	(奈良～中世) 土器・陶器 (中世) 磁器 (整理箱20箱)	個人専 用住宅 (柱状改 良工事)	H30.10.15 ～ H30.12.7	34.77
5	長谷小路 周辺遺跡 (No.236)	長谷二丁目274 番1の一部、274 番2、275番6	都市 遺跡	〔中世〕 土坑32 柱穴18	(奈良～中世) 土器 (中世) 陶器・磁器・瓦・ 鉄製品・貝・骨 (整理箱9箱)	個人専 用住宅 (基礎工 事)	H30.12.17 ～ H31.1.25	41.56

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査

個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。平成30年度に行われた発掘調査は25件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積 (㎡)
1	円覚寺旧境内遺跡 (No.434)	山ノ内字瑞鹿山 501 番	社寺跡・やぐら	〔中世〕 溝 2 溝状遺構 1 ピット 27 土留遺構 1 土坑 1	〔奈良・平安〕 土器 〔中世〕 土器・土製品・ 金属製品・石製品・木製品・獣骨 (整理箱 7 箱)	集合住宅	株式会社博通	H30.4.1 ～ H30.4.6	92.00
2	無量寺跡 (No.196)	扇ガ谷一丁目 26 番 10	社寺跡	〔中世〕 溝 5 礎石建物 1 堀立柱建物 1 柱穴列 1 土坑 6 ピット 62	〔中世〕 土器・石製品・ 金属製品・骨角製品 (整理箱 4 箱)	集合住宅	株式会社博通	H30.4.1 ～ H30.4.20	118.00
3	天神山城 (No.384)	山崎字宮廻 756 番 8、756 番 19 の一部	散布地・集落跡・城館跡・生産遺跡	〔中世以降〕 溝 1 土坑 1 ピット 1	〔古墳〕 土器 〔奈良・平安〕 土器・陶器 〔中世〕 かわらけ・陶器・磁器・瓦・木製品・種子・貝殻 (整理箱 6 箱)	宅地造成	株式会社ヒソク	(前年度から継続) H30.4.1 ～ H30.4.23	144.81
4	長谷観音堂周辺遺跡・坂ノ下遺跡 (No.296・217)	長谷三丁目 5 番 5、7 番 1、4、5	散布地・社寺跡・都市遺跡	〔古墳・奈良・平安〕 溝 1 土坑 1 落ち込み 4 ピット 16 〔中世〕 溝 3 土坑 6 ピット 46 〔近世〕 溝 3	〔古墳・奈良・平安・中世〕 土器 〔中世・近世〕 陶器 〔中世〕 磁器・土製品・石製品・金属製品・獣骨・貝 (整理箱 6 箱)	宅地造成	株式会社博通	H30.4.23 ～ H30.6.30	242.00
5	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 19 番 2、24 番 22	都市遺跡	〔中世〕 道路 5 道路側溝 6 板壁建物 3	〔中世〕 土器・陶器・磁器・金属製品・石製品・木製品・漆製品 (整理箱 10 箱)	個人住宅	株式会社齊藤建設	H30.4.1 ～ H30.4.13	55.94

6	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 394 番 1、395 番 1 の各一部	都市遺跡	〔中世〕 方形竪穴建物 7 礎石列 1 溝 1 井戸 4 土坑 17 ピット 66	〔中世〕 土器・土製品・石製品・骨角製品・金属製品・獣骨 (整理箱 12 箱)	集合住宅	株式会社博通	H30.4.23 ～ H30.5.31	65.00
7	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	御成町 868 番 1、868 番 16	都市遺跡	〔中世〕 生活面 5 道路 5 井戸 1 溝 3 柱穴列 1 土坑 42 土丹列 4	〔奈良・平安〕 土器 〔中世〕 陶器・磁器・土製品・石製品・木製品・鉄製品 (整理箱 13 箱)	個人住宅兼店舗	株式会社齊藤建設	H30.5.10 ～ H30.7.4	88.74
8	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	二階堂字荏柄 76 番 12	官衙跡	〔中世〕 溝 4 井戸 2 土坑 3 ピット 89	〔縄文～古墳〕 土器 〔奈良・平安〕 土器・陶器 〔中世〕 土器・陶器・磁器・石製品・金属製品・木製品 (整理箱 6 箱)	個人住宅	株式会社博通	H30.6.25 ～ H30.7.27	40.00
9	笹目遺跡 (No.207)	笹目町 431 番 2、431 番 7	都市遺跡	〔中世〕 道路遺構 5 溝 6 土坑 12 ピット 11	〔中世〕 土器・陶器・磁器・金属製品・木製品・貝殻・獣骨 (整理箱 3 箱)	個人住宅	株式会社博通	H30.7.2 ～ H30.7.31	40.00
10	大慈寺跡・五大堂明王院旧境内遺跡 (No.271)	十二所字二ツ橋 70 番 2 外 2 筆	社寺跡・その他の遺跡	〔中世〕 礎石建物 1 土坑 2 溝 2 井戸 1 ピット 6 (近世) 溝 1 畝 1 不明 1	〔中世〕 かわらけ・瓦・石製品 1 〔近世〕 陶器・磁器 (整理箱 1 箱)	集合住宅	睦合文化財株式会社	H30.7.27 ～ H30.8.22	282.00
11	公方屋敷跡 (No.268)	浄明寺四丁目 288 番 6	都市遺跡	〔中世〕 掘立柱建物 5 溝 10 溝状遺構 3 土坑 19 ピット 187 かわらけ溜り 1	〔中世〕 土器・陶器・磁器・石製品・金属製品・木製品・獣骨・貝殻 (整理箱 53 箱)	個人住宅 (賃貸)	株式会社博通	H30.7.23 ～ H30.9.14	120.00

12	東正院遺跡 (No.23)	関谷 1040 番 1 外 4 筆、字 東正院 993-3 の 一部外 2 筆	集 落 遺 跡	〔縄文〕 竪穴住居 4 集石 19 焼土跡 3 土坑 26 ピット 1	〔旧石器〕 石器 〔縄文〕 土器・石器・石 製品 〔弥生・古墳〕 土器 〔中世〕 土器・陶器・磁 器 〔近世〕 陶器・磁器 (整理箱 60 箱)	道路	公益財団 法人かな がわ考古 学財団	H30.8.1 ～ H31.3.29	3832.00
13	若宮大 路周辺 遺跡群 (No.242)	御成町 788 番 9	都市 遺 跡	〔中世〕 溝 1 土坑 2 ピット 8	〔中世〕 土器陶器・磁 器・土製品・石 製品・木製品・ 金属製品・獸 骨 (整理箱 1 箱)	個人 住宅 兼店 舗	株式会 社 博通	H30.8.6 ～ H30.8.31	40.00
14	若宮大 路周辺 遺跡群 (No.242)	御成町 812 番 6	都市 遺 跡	〔古代〕 竪穴住居 2 土坑 1 〔中世〕 生活面 4 礎石建物 1 方形竪穴 建物 4 掘立柱建物 1 道路 1 井戸 4 土坑 27 ピット 78	〔奈良・平安〕 土器 〔中世〕 土器・陶器・磁 器・土製品・石 製品・木製品・ 漆製品 (整理箱 18 箱)	その 他建 物	株式会 社 齊藤建設	H30.8.1 ～ H30.10.1 1	158.92
15	若宮大 路周辺 遺跡群 (No.242)	小町 二丁目 55 番 12	都市 遺 跡	〔中世〕 生活面 6 礎石建物 2 板壁建物 4 道路 5 溝 4 土坑 14 ピット 2 柱穴 19	〔中世〕 土器・陶器・磁 器・土製品・石 製品・木製品・ 漆製品・鉄製 品・銅製品・ 縄・種子 (整理箱 25 箱)	宅地 造 成	株式会 社 齊藤建設	H30.8.20 ～ H30.11.2	96.34
16	笹目遺 跡 (No.207)	笹目町 293 番 7	都市 遺 跡	〔中世〕 溝 2 溝状遺構 3 方形竪穴 建物 10 土坑 64 ピット 140	〔中世〕 土器・陶器・磁 器・土製品・ 石製品・金属 製品・獸骨・ 貝殻 (整理箱 23 箱)	集合 住 宅	株式会 社 博通	H30.10.1 ～ H30.11.30	246.00

17	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下一丁目 148 番 1	都市遺跡	〔中世〕 建物 23 井戸 6 溝 17 囲炉裏 11 道路遺構 4 土坑 19 ピット 91	〔中世〕 土器・陶器・磁器・土製品・石製品・金属製品・木製品・獣骨・貝殻 (整理箱 251 箱)	集合住宅	株式会社博通	H30.9.18 ～ H31.1.31	510.00
18	西御門遺跡 (No.325)	西御門一丁目 63 番 1	都市遺跡	遺物包含層のみ確認	〔中世〕 土器・陶器・磁器・石製品〔近世〕 磁器 (整理箱 1 箱)	宅地造成	株式会社博通	H30.9.3 ～ H30.9.14	25.00
19	宇津宮辻子幕府跡 (No.239)	小町二丁目 351 番、352 番	都市遺跡	〔古代〕 溝 3 土坑 1 〔中世〕 土坑 101 溝状遺構 10 井戸 7 ピット 590 溝 3 土坑 1	〔中世〕 土器・陶器・磁器・鉄製品・銅製品 (整理箱 27 箱)	集合住宅	株式会社齊藤建設	H31.1.7 ～ H31.3.31 (次年度へ継続)	790.00
20	正法寺跡 (No.172)	山ノ内字東管領屋敷 173 番 1	社寺跡	〔中世〕 道路遺構 2 溝 3 掘立柱建物 2 土坑 15 窪地状遺構 2 ピット 200	〔中世〕 土器・陶器・磁器・土製品・金属製品・石製品・木製品 (整理箱 13 箱)	集合住宅	株式会社博通	H31.2.4 ～ H31.3.29	185.00
21	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 1 番 1	都市遺跡	〔中世〕 方形竪穴建物址 2 井戸 2 土坑 7 ピット 8	〔奈良～中世〕 土器 〔中世・近世〕 陶器・磁器 〔中世〕 土製品 (整理箱 1 箱)	店舗	株式会社齊藤建設	H31.1.21 ～ H31.2.28	40.0
22	今小路西遺跡 (No.201)	扇ガ谷一丁目 150 番 1 の一部	都市遺跡	〔中世〕 掘立柱建物 2 溝 4 井戸 6 土坑 18 ピット 267	〔中世〕 土器・陶器・磁器・土製品・金属製品・石製品・木製品・獣骨 (整理箱 44 箱)	集合住宅	株式会社博通	H31.2.4 ～ H31.3.31 (次年度へ継続)	293.00
23	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下一丁目 148 番 1	都市遺跡	〔中世〕 溝 3 板壁遺構 2 土坑 2 かわらけ溜り 2 囲炉裏 2 ピット 13	〔中世〕 土器・陶器・磁器・土製品・石製品・金属製品・木製品・獣骨・貝殻 (整理箱 16 箱)	集合住宅	株式会社博通	H31.2.1 ～ H31.2.22	42.00



24	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	二階堂字荏柄 38 番 12、16	官衙跡	〔中世〕 溝 1 土坑 10 ピット 22	〔奈良・平安〕 土器 〔中世〕 土器・土製品・ 石製品 (整理箱 2 箱)	個人住宅	株式会社 博通	H31.3.1 ～ H31.3.29	30.00
25	台山遺跡 (No.29)	台字西ノ台 1424 番 9	集落跡	〔古代〕 竪穴住居址 3 溝 1 土坑 5 ピット 30	〔古代〕 土器 〔中世〕 土器 (整理箱 2 箱)	個人住宅	株式会社 齊藤建設	H31.3.1 ～ H31.3.20	38.00

#### (4) 発掘調査報告書の刊行

##### ア 鎌倉市教育委員会が刊行した発掘調査報告書

平成 30 年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 35 (第 1 分冊～第 4 分冊)』  
を平成 31 年 3 月 29 日に刊行した。

##### 第 1 分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
1	名越ヶ谷遺跡 (No. 231)	大町三丁目 1230 番 4、7、10	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡	5.00	H18.2.13 ～H18.2.28
2	大倉幕府周辺遺跡群	二階堂字荏柄 3 番 6 外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	67.0	H18.10.30 ～H19.1.15
	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	二階堂字荏柄 3 番 6 外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	54.00	H20.2.28 ～H20.4.23
3	下馬周辺遺跡 (No.200)	由比ガ浜二丁目 113 番 5、9	自己用店舗併用住宅 (柱状改良工事)	都市	12.00	H21.10.13 ～H21.11.13
4	川越重頼邸跡 (No.270)	浄明寺五丁目 423 番 1 外	個人専用住宅 (表層改良工事)	城館跡	45.00	H22.7.1 ～H22.8.26
5	桑ヶ谷療病院跡 (No.294)	長谷三丁目 630 番 1	店舗併用住宅 (鋼管杭工事)	病院跡 遺物散布地	107.00	H23.1.28 ～H23.4.28

##### 第 2 分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
6	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町三丁目 2354 番 1、6	個人専用住宅 (表層改良工事)	城館跡	43.20	H23.7.22 ～H23.10.3
7	小町大路東遺跡 (No.233)	大町一丁目 1147 番	個人専用住宅 (表層改良工事)	都市	70.00	H25.5.23 ～ H25.9.6
8	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目 160 番 17	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	40.00	H26.1.14 ～H26.4.11
9	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目 160 番 8、10	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	49.00	H26.5.22 ～H26.9.19
10	田楽辻子周辺遺跡 (No.33)	浄明寺一丁目 590 番 2	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	41.06	H30.2.16 ～ H30.4.26

第3分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
11	大倉幕府跡 (No.253)	雪ノ下三丁目 648番3	集合住宅併用個人住宅 (柱状改良工事)	官衙跡	43.00	H21.11.24 ～H22.2.19
12	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	二階堂字荏柄 76番4	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	42.00	H19.2.26 ～ H19.3.29
13	横小路周辺遺跡 (No.133)	二階堂字稲葉越 856番5	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	41.00	H21.11.4 ～H21.12.28
14	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町一丁目 65番26	自己用店舗併用住宅 (鋼管杭工事)	都市	20.00	H21.11.4 ～H21.11.24
15	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 19番外	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	都市	35.00	H21.4.6 ～H21.5.712
16	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 43番2	店舗併用個人住宅 (柱状改良工事)	都市	36.00	H20.7.29 ～H20.9.22
17	北条時房・顕時 邸跡 (No.278)	雪ノ下一丁目 234番2外	個人専用住宅 (基礎工事)	城館跡	12.00	H20.6.13 ～H20.7.11
18	川越重頼邸跡 (No.270)	浄明寺五丁目 318番1の一部	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡	74.00	H21.6.30 ～H21.9.30

第4分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
19	北条小町邸跡 (No.282)	雪ノ下一丁目 421番1	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	27.00	H22.3.29 ～H22.5.21
20	西瓜ヶ谷遺跡 (No.213)	山ノ内字西瓜ヶ谷 980番3外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	54.00	H21.2.16 ～H21.3.16
21	山ノ内上杉邸跡 (No.170)	山ノ内字東管領屋 敷179番39	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	33.00	H20.10.15 ～H20.11.28
22	安国寺跡 (No.174)	山ノ内字東管領屋 敷147番9外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	社寺跡	46.00	H22.2.12 ～ H22.5.7
23	田楽辻子周辺遺跡群 (No.33)	浄明寺一丁目 652番8	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	67.00	H20.10.10 ～H21.1.29
24	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町六丁目 1708番23外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	21.00	H22.5.14 ～H22.6.30
25	材木座町屋遺跡 (No.261)	材木座一丁目 919番19	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	28.00	H20.6.27 ～H20.7.16
26	材木座町屋遺跡 (No.261)	材木座一丁目 893番9	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	13.00	H20.7.24 ～ H20.8.1
27	材木座町屋遺跡 (No.261)	材木座六丁目 742番4外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	45.00	H21.7.21 ～H21.8.26

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書

平成30年度は20件の発掘調査報告書が刊行された。

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間	調査組織 刊行日
1	材木座町屋遺跡 (No.261)	材木座二丁目 237番1外1筆	宅地造成	都市	124.00	H29.11.13 ～ H29.11.22	株式会社博通 5月
2	東勝寺跡 (No.246)	小町三丁目 485番5、487番3	集合住宅 (柱状改良 工事)	社寺跡	108.00	H.28.4.18 ～ H28.5.31	有限会社 県央理文調査会 4月30日

3	佐助ヶ谷遺跡 (No.203)	佐助二丁目 794 番 1 の一部	集合住宅 (表層改良 工事)	城館跡 社寺跡	127.00	H27.8.3 ～ H27.9.12	株式会社博通 7月
4	北条時房・顕時 邸跡 (No.278)	雪ノ下一丁目 233 番 4	店舗 (杭工事)	城館跡	122.3	H29.11.20 ～ H30.1.12	株式会社 齊藤建設 6月 30 日
5	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町一丁目 319 番 1 外 4 筆	店舗 (地下室の 築造・柱状 改良工事)	都市 城館跡	706.34	H29.12.20 ～ H30.3.28	株式会社 齊藤建設 9月 19 日
6	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町二丁目 19 番 2	個人住宅 (柱状改良 工事)	都市 城館跡	55.94	H30.3.5 ～ H30.4.13	株式会社 齊藤建設 8月 31 日
7	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	御成町 868 番 1、868 番 16	店舗 (地盤改良 工事)	都市 城館跡	88.74	H30.5.14 ～ H30.7.4	株式会社 齊藤建設 10月 31 日
8	大倉幕府周辺 遺跡群 (No.49)	雪ノ下四丁目 608 番 4	賃貸併用住 宅 (鋼管杭工 事)	都市 城館跡	45.0	H27.5.25 ～ H27.6.26	株式会社博通 12月 31 日
9	天神山城 (No.384)	山崎字宮廻 756 番 8、756 番 19 の一部	宅地造成	城館跡 遺物散布 地	144.81	H30.3.26 ～ H30.4.23	株式会社 イビソク 1月 31 日
10	政所跡 (No.247)	雪ノ下三丁目 977 番 1、976 番の 各一部	個人住宅 (鋼管杭工 事)	都市 城館跡	75.00	H28.2.1 ～ H28.3.4	株式会社博通 1月 31 日
11	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町二丁目 44 番 18	集合住宅 (柱状改良 工事)	都市 城館跡	63.50	H27.8.10 ～ H27.9.19	株式会社博通 1月 31 日
12	甘縄神社遺跡群 (No.177)	長谷一丁目 238 番 10	個人住宅兼 店舗 (柱状改良 工事)	都市 城館跡	43.30	H27.11.23 ～ H27.12.18	株式会社博通 1月 31 日
13	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	御成町 812 番 6	店舗 (鋼管杭工 事)	都市 城館跡	158.92	H30.8.1 ～ H30.10.11	株式会社 齊藤建設 12月 31 日
14	佐助ヶ谷遺跡 (No.203)	佐助一丁目 576 番 2、578 番甲	集合住宅 (柱状改良 工事・ 地下室築 造)	都市 城館跡	216.7	H28.2.15 ～ H28.3.25	株式会社博通 3月 31 日
15	米町遺跡 (No.245)	大町二丁目 2323 番 1	集合住宅 (柱状改良 工事)	都市	83.00	H27.12.1 ～ H28.1.26	株式会社博通 2月 15 日
16	北条小町邸跡 (No.282)	雪ノ下一丁目 376 番 2	集合住宅 (地盤改良 工事・ 杭工事)	都市 遺物散布 地・城館 跡	92.80	H27.6.1 ～ H28.7.31	株式会社博通 3月 31 日
17	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町一丁目 329 番 1、8	集合住宅 (柱状改良 工事)	都市 城館跡	120.00	H27.10.14 ～ H27.11.20	株式会社博通 3月 31 日
18	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町二丁目 363 番 16、17、8、 19	個人住宅 (地下室の 築造)	都市 城館跡	200.00	H27.9.24 ～ H27.11.30	株式会社博通 3月 31 日

19	正法寺跡 (No.172)	山ノ内 173 番	個人住宅 (鋼管杭工 事)	社寺跡	95.30	H28.1.4 ～ H28.1.29	株式会社博通 3月 31 日
20	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町二丁目 55 番 12	店舗 (鋼管杭工 事)	都市 城館跡	107.54	H30.8.20 ～ H30.11.2	株式会社 齊藤建設 3月 30 日

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第 93 条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、平成 27 年度から補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に 2/3 を乗じた額とし、上限額は平成 29 年度まで 100 万円だったところ、平成 30 年度からは 120 万円とした。平成 30 年度の補助金認定件数は 9 件で、補助金交付件数は、平成 29 年度に認定した分も含め計 7 件、計 7,800,000 円を交付した。

(6) 共同研究実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立することを目的として実施した。

平成 30 年度は、学校法人龍谷大学と実施した。

平成 30 年度研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復学的な調査研究」

実施内容・永福寺跡出土の荘厳具などの金属製品資料の材質・技法に関する科学調査

- ・若宮大路周辺遺跡群出土竹製笛の取り上げ作業
- ・鎌倉市内遺跡出土金属製「轡」の保存修復科学的な実験

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況

【補助対象事業：13件】

〔有形文化財〕

- ア 国指定重要文化財 東慶寺文書（平成 27～令和 2 年度）  
虫損のあるものや、本紙が数片に分離しているものの修理など
- イ 国指定重要文化財 円覚寺絹本着色五百羅漢像（平成 29～30 年度）  
第 2 期。 33 幅を 2 年で 4 幅のペースで修理 管理団体である鎌倉市が事業者
- ウ 国指定重要文化財 円覚寺髹漆（須弥壇一基/前机一脚）（平成 30 年度）  
須弥壇の塗装の劣化や彩色の剥落等に伴う修理
- エ 国指定重要文化財 青蓮寺木造弘法大師坐像収蔵庫（平成 30 年度）  
屋根替え工事、外壁塗装工事、内部建具工事、空調管理設備の設置など
- オ 国指定重要文化財 浄妙寺木造退耕禅師坐像（平成 30～令和元年度）  
剥落止めや虫食いの処置、漆塗等
- カ 国指定重要文化財 円覚寺文書（平成 30～令和 2 年度）  
折れ、割れの補修等及び官宣旨（箱）の修理
- キ 国指定重要文化財 鶴岡八幡宮摂社若宮（平成 27～令和元年度）  
本殿、幣殿及び拝殿の塗装、彩色、建具の補修
- ク 国指定重要文化財 光明寺本堂（平成 29～30 年度）  
令和元年度から開始予定である保存修理工事に向けての調査事業
- ケ 国指定重要文化財 建長寺昭堂（平成 30～令和元年度）  
屋根の葺き替え工事など
- コ 国指定名勝及史跡 円覚寺庭園（白鷺池）整備事業（平成 29～令和元年度）  
白鷺池周辺の環境整備

サ 市指定有形文化財 常楽寺木造阿弥陀如来及び両脇侍像（平成 28～30 年度）  
本躰解体修理及び光背修理

シ 市指定有形文化財 向福寺木造阿弥陀如来及び両脇侍像（平成 29～令和 2 年度）  
台座解体修理

ス 市指定有形文化財 来迎寺木造跋陀婆羅尊者立像（平成 30～令和元年度）  
台座及び本躰解体修理

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。平成 30 年度は、73 の対象者に計 2,415,000 円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

平成 30 年度は、県指定無形民俗文化財である御霊神社の面掛行列の保持団体である御霊会へ面掛行列の保存育成事業費として 60,000 円を、鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ 134,000 円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。平成 30 年度は、補助対象事業費 7,345,437 円の 1/2 以内である 3,672,718 円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体

No.	会 員 名	代 表 者	役員
1	鶴岡八幡宮	吉田 茂穂	会長
2	覚園寺	仲田 昌弘	
3	浄光明寺	大三輪 龍哉	
4	龍寶寺	梅田 良光	
5	光触寺	小熊 大治	
6	建長寺	吉田 正道	会計

7	円 覚 寺	横 田 南 嶺	
8	極 楽 寺	田 中 密 敬	監 事
9	(一財)一条恵観山荘	仲 村 禎 夫	
10	青 蓮 寺	服 部 全 弘	
11	圓 應 寺	今 井 耕 龍	監 事
12	白 山 神 社	小 泉 茂	
13	来 迎 寺	林 学	
14	英 勝 寺	柳 田 法 導	
15	常 楽 寺	雪 文 英	
16	東 慶 寺	井 上 陽 司	
17	光 則 寺	横 山 仁 雄	
18	長 勝 寺	久 村 眞 道	
19	光 明 寺	柴 田 哲 彦	
20	壽 福 寺	内 田 穆 堂	
21	円 光 寺	五 島 弘 章	
22	御 靈 神 社	菊 地 晋 介	
23	報 国 寺	菅 原 義 久	副 会 長
24	杉 本 寺	静 川 慈 昭	
25	妙 法 寺	藤 田 是 光	
26	荏 柄 天 神 社	吉 田 茂 穂	
27	熊 野 神 社	若 林 秀 明	
28	大 船 観 音 寺	乙 川 暎 元	
29	明 王 院	仲 田 昌 弘	
30	妙 本 寺	鈴 木 良 敬	

#### 4 文化財の公開活用

##### (1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

###### ア 事業の目的

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土遺物の紹介などにより、郷土への理解を深めるとともに文化財愛護の精神を高揚するため事業を行う。



###### イ 事業の沿革

平成3年度に第1回を開催してから、平成30年度で第28回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所(平成20年度までは鎌倉考古学研究所)との共催。

###### ウ 平成30年度事業実績

	開催日	開催場所	講演内容等
第28回	平成30年 8月12日(日)	鎌倉生涯学習 センターホール	講師 鶴見大学名誉教授 河野真知郎 「日本中世考古学における鎌倉の特色」 発表遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群(4地点) ・今小路西遺跡 ・横小路周辺遺跡 ※入場者150人、資料販売数112部

##### (2) 鎌倉市遺跡調査速報展

###### ア 概要

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。上記、鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせて実施し、当日報告する調査地点の成果を中心に展示を行っている。





イ 平成 30 年度事業実績

開催日	開催場所	来場者数	展示遺跡数等
平成 30 年 8月8日(水)～ 12日(日)5日間	ギャラリーC	416人 (うち、高校生以下7人)	6遺跡 約 296点 ・若宮大路周辺遺跡群 (4地点) ・今小路西遺跡 ・横小路周辺遺跡

(3) その他の展示

ア 概要

平成 30 年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎4階文化財課執務室前に展示コーナーを設け、通年を通して出土品の公開を行った。

イ 平成 30 年度事業実績

(ア) 鎌倉駅地下道ギャラリー50

開催日	展示遺跡数等
平成 30 年 9月4日(火)～ 10日(月) 7日間	4遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群 (3地点) ・横小路周辺遺跡 ※このほかに、市内で過去に出土した出土品類を一部展示。



(イ) 文化財課執務室前展示コーナー

過去に市内の発掘調査で出土した中世の陶磁器類のほか、縄文土器、弥生土器等を展示し、数回の展示替えを実施した。



(4) 遺物貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえるよう、授業で使えるように実際に市内の発掘調査で出土した土器などの生活用品をセットにして、随時貸出を行った。



イ 平成30年度事業実績

学校名	貸出資料
玉縄小学校	縄文・弥生土器セット
	中世（玉縄城址出土遺物）セット
稲村ヶ崎 小学校	縄文・弥生土器セット
	中世セット
植木小学校	縄文・弥生土器セット
腰越小学校	中世セット



(5) 文化財の貸出・掲載等

ア 文化財の貸出

(ア) 通年貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など
埼玉県立歴史と民俗の 博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか
独立行政法人国立文化財 機構東京国立博物館	常設展示	陶磁器類
埼玉県美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	瓦
鎌倉税務署 (1月～3月を除く)	ロビー展示	陶磁器類、骨製品、石製品等
有限会社ビックサークル	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、 建築部材等
三井不動産レジデンシャル サービス横浜支店	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
医療法人養生院清川病院	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、 木製品等
株式会社 山安	施設内展示	当該地で出土した陶磁器等
有限会社 ミネモト・サプライ	施設内展示	当該地で出土した陶器、木材 等
株式会社 豊島屋	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
中杉クリーニングサービス	施設内展示	当該地で出土した陶器等
土井ヶ浜遺跡・ 人類学ミュージアム館	調査研究	由比ヶ浜南遺跡出土の古人骨 及び獣骨資料
学校法人 聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内各地出土 人骨

## (イ) 一時貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品	展示期間
神奈川県立 金沢文庫	特別展「安達一族と鎌倉幕府」	今小路西遺跡出土 墨書木札含む8点	平成30年6月下旬～ 平成30年9月下旬
神奈川県教育委員会 教育局生涯学習部 文化遺産課(埋蔵文化財センター)	平成30(2018)年度「かながわの遺跡」展	長谷小路周辺遺跡出土遺物(貝20種一括)ほか24点	平成30年11月8日～平成31年3月31日
九州国立博物館	文化交流展「海の道、アジアの路」(平常展)	多宝律寺19号やぐら出土 灰釉四耳壺含む15点	平成31年3月5日～令和元年6月31日
栃木県立博物館	企画展「下野の鎌倉街道-道を行き交う人と物-」	米町遺跡出土(大町2-2320-1) 鮫皮鞘含む55点	平成31年3月7日～令和元年7月12日

## イ 写真等貸出

## (ア) 展示等

貸出先	目的	貸出写真等	展示期間等
観音ミュージアム(長谷寺)	春季展パネル展示	長谷小路周辺遺跡群出土石棺墓写真	平成30年7月28日～平成30年9月21日
山形県立博物館	市民向け学芸員講座	『鎌倉の埋蔵文化財2』掲載由比ガ浜南遺跡写真等	平成30年6月30日
神奈川県立 金沢文庫	特別展「安達一族と鎌倉幕府」図録等	今小路西遺跡出土墨書木札含む8点	平成30年7月20日～平成30年9月17日
神奈川県立 歴史博物館	特別展「鎌倉ゆかりの芸能と儀礼」図録等	市指定文化財山ノ内八雲神社「面と衣裳」	平成30年10月27日 ～ 平成30年12月9日
山形県立博物館	市民向け学芸員報告書	『鎌倉の埋蔵文化財2』掲載由比ガ浜南遺跡写真等	平成31年2月25日

## (イ) 書籍掲載

貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾年月日
個人	「袖ヶ浦市史研究」掲載	佐助ヶ谷遺跡出土温石写真	平成30年4月19日
学校法人文化学園文化出版局出版事業部	『ミセス』平成30年6月号特集「鎌倉」	史跡永福寺跡	平成30年5月7日

(株)吉川弘文館	国立歴史民俗博物館編「わくわく！探検 れきはく日本の歴史」掲載	今小路西遺跡 遺構写真	平成 30 年 5 月 16 日
個人	ブログ掲載	雪ノ下 確認調査風景写真	平成 30 年 5 月 30 日
(株)雄山閣	『季刊考古学』144号特集「動物考古学のいま」掲載	由比ガ浜中世集団墓地遺跡 牛馬集骨写真	平成 30 年 6 月 8 日
(株)便利堂	高德院発行「調査報告書『高德院 国宝阿弥陀如来坐像平成 27 年保存修理工事報告書』	『鎌倉大仏周辺の発掘調査～大仏造管手法と大仏殿の推定～』掲載写真	平成 30 年 6 月 27 日
(株)繭山龍泉堂	『宋磁展』図録	北条時房・顕時邸跡出土 白磁片	平成 30 年 7 月 20 日
玉縄城址まちづくり会議	セミナーの資料集等	玉縄城跡(植木字相模陣 370)調査地全景及び池状遺構	平成 30 年 8 月 20 日
個人	鎌倉市教養センター『鎌倉学入門～鎌倉に眠る史話・説話を訪ねて～第6回』資料等	「鎌倉の埋蔵文化財 17 平成 24 年度発掘調査の概要」p8 人骨の出土状況	平成 30 年 11 月 12 日
福島県古殿町公民館	『古殿町史ビジュアル本』	北条小町邸跡/泰時・時頼邸跡出土 墨書木簡	平成 30 年 12 月 26 日
(株)吉川弘文館	『大道 鎌倉時代の幹線道路』	永福寺経筒出土写真、庭園イラスト	平成 30 年 12 月 26 日
個人	『甲冑武具研究』	大倉幕府周辺遺跡群出土 鉄製籠手	平成 31 年 3 月 6 日

ウ テレビ等放送

許可先	番組名	撮影場所	撮影日
イメージフィールド株式会社	TBS 『あなたには帰る家がある』	史跡大仏切通	平成 30 年 4 月 11 日
株式会社 Chameleon & Co.	チャンネルニュースアジア 『Edible Wild』	史跡和賀江嶋	平成 30 年 5 月 27 日～28 日

エ 資料調査対応等

調査者	資料名	承諾日
個人	若宮大路周辺遺跡群出土の槍鉾	平成30年7月12日
個人	長勝寺遺跡出土こね鉢43点 千葉地遺跡出土こね鉢10点 今小路西遺跡出土こね鉢28点	平成30年11月19日
個人	由比ガ浜中世集団墓地遺跡（由比ガ浜4-1134）出土 ト骨、骨格製品、骨角 長谷小路周辺遺跡（由比ガ浜3-194、1262-1）出土 ト骨、骨格製品	平成30年12月11日
九州国立博物館	多宝律寺19号やぐら出土 灰釉四耳壺含む15点	平成30年12月7日
栃木県立博物館	米町遺跡出土（大町2-2320-1） 鮫皮鞘含む55点	平成31年3月7日～令和元年7月12日
個人	横小路周辺遺跡出土かわらけ	平成31年2月25日
個人	極楽寺旧境内遺跡出土土器	平成31年2月19日
個人	若宮大路周辺遺跡群出土 ガラス玉含む12点	平成31年3月25日

(6) 文化財めぐり

ア 事業の目的

市民等を対象に市内に存する文化財を紹介し、文化財愛護の機運を醸成するため事業を行った。

イ 開催実績

- ・開催日：平成31年3月20日（水）
- ・場 所：光明寺（鎌倉市材木座6-17-19）
- ・テーマ：文化財めぐり—光明寺の文化財—
- ・講 師：文化財施設課 学芸員 浪川職員
- ・参加人数：45名



(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、20団体が加盟している。

今泉はやし会	光明寺（声明）
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽（大町）	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（御霊神社）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列（御霊会）
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

## イ 第49回鎌倉郷土芸能大会開催実績

## (ア) 祭ばやし大会

平成30年9月9日（日）

於 鶴岡八幡宮源氏池畔

観覧者数：876人

【出演団体】今泉はやし会、鎌倉囃子大町祇園会、葛原岡神社由比ガ浜囃子連、  
坂ノ下囃子連

## (イ) 郷土芸能大会

平成30年10月21日（日）

於 鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉） ホール

来場者数：313人

【出演団体】鎌倉神楽保存会、坂ノ下さざなみ会、小袋谷囃子会、建長寺鎌倉流御詠  
歌講、材木座天王唄保存会、鎌倉鳶職組合木遣保存会、材木座囃子連中、  
腰越天王囃子保存会、台祭囃子保存会、山之内囃子保存会

(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介。)

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行／A5判／ 総頁70ページ／頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮) ◇石造 供養塔(葉王寺) ◇石造 板碑(光照寺) ◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄天神社) ◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺) ◇木造 達磨大師坐像(寿福寺) ◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺) ◇平井家文書(平井恒太郎) ◇新撰菟玖波集(附箱極札二葉)(鶴岡八幡宮) ◇大光明蔵(瑞泉寺) ◇太平尼寺出土品 青磁蓋付鎬文壺 古瀬戸黄緑釉尊形花器(別願寺) ◇千葉ヶ谷横穴群(田崎文康) ◇フユザクラ(瑞泉寺) ◇クロガネモチ(光明寺) ◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行／A5判／ 総頁72ページ／頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺) ◇紙本墨画 十六羅漢図(報国寺) ◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺) ◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院) ◇木造 阿弥陀如来坐像(覚園寺) ◇木造 大覚禅師坐像(建長寺) ◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院) ◇木造 伝聖観音菩薩坐像(竜峰院) ◇木造 散蓮華蒔絵前机(妙本寺) ◇典籍 大覚禅師語録(附箱)(建長寺) ◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建長寺) ◇ビヤクシン(成福寺) ◇イチョウ(妙本寺) ◇ビヤクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行／A5判／ 総頁76ページ／頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(葉王寺) ◇石造 宝塔(大慶寺) ◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德院) ◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院) ◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院) ◇銅造 観音菩薩立像(青蓮寺) ◇木造 如意輪観音坐像(光明寺) ◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮) ◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺) ◇木造 古位牌(海蔵寺) ◇石櫃(覚園寺) ◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社) ◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市) ◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺) ◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行／A5判／ 総頁80ページ／頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵) ◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺) ◇木造 毘沙門天立像(円光寺) ◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵) ◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院)) ◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺) ◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺) ◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺) ◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院) ◇剣(仏日庵) ◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵) ◇サザンカ(安国論寺)

鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行／A5判／ 総頁68ページ／頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装) (瑞泉寺) ◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺) ◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺) ◇木造韋駄天立像(浄智寺) ◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺) ◇木造伽藍神倚像(寿福寺) ◇木造千手観音坐像(建長寺) ◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺) ◇木造荒神立像(浄妙寺) ◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附胎内銘札一枚)(覚園寺) ◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附胎内銘札一枚)(建長寺) ◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院) ◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行／A5判／ 総頁64ページ／頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺) ◇絹本著色錦江和尚像(建長寺) ◇絹本著色靈照女図(鎌倉市) ◇絹本著色頼焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺) ◇木造阿弥陀如来立像(九品寺) ◇木造宝冠釈迦如来坐像(附胎内銘札一枚)(白雲庵) ◇木造仏乗禪師坐像(報国寺) ◇木造聖観音菩薩坐像(明月院) ◇木造 光明寺世代像(光明寺) ◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)
鎌倉の文化財 第16集	平成3年10月刊行／A5判／ 総頁66ページ／頒価520円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画白衣観音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像(報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造 桃溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第17集	平成10年2月刊行／A5判／ 総頁72ページ／頒価540円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書(個人)
鎌倉の文化財 第18集	平成11年3月刊行／A5判／ 総頁74ページ／頒価530円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺山門(浄光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀如来立像(浄妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図(建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行／A5判／ 総頁68ページ／頒価380円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観音図(円覚寺) ◇木造歓喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇東慶寺縁切文書(東慶寺) ◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市) ◇荏柄天神社文書(荏柄天神社) ◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市) ◇ビヤクシン(浄光明寺) ◇ビヤクシン(イブキ)(建長寺)



鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行／A5判／ 総頁75ページ／頒価240円	◇木造光明寺総門（光明寺）◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書（荏柄天神社）◇絹本著色白衣観音像（建長寺）◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像（海蔵寺）◇木造聖徳太子立像（成福寺）◇木造虚空蔵菩薩坐像（成福寺）◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図（鶴岡八幡宮）◇紙本著色光明寺境内絵図（光明寺）◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図（浄光明寺）◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記（建長寺）◇木造報恩寺梁牌銘（瑞泉寺）◇慈恩院年貢枿（浄光明寺）
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行／A5判／ 総頁62ページ／頒価600円	◇木造熊野神社本殿（熊野神社）◇絹本著色蓮池図（建長寺）◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像（来迎寺）◇木造毘沙門天立像（常楽寺）◇木造釈迦如来坐像（浄妙寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇板締染型板（鎌倉市）
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行／A5判／ 総頁78ページ／頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿（鶴岡八幡宮）◇絹本著色地藏菩薩図（鎌倉市）◇絹本著色羅漢図（報国寺）◇絹本著色釈迦三尊図（建長寺）◇木造宝冠釈迦如来坐像（妙本寺）◇木造釈迦如来坐像（東慶寺）◇木造夢窓国師坐像（黄梅院）◇銅造観音菩薩御正躰（八雲神社）◇銅造鑿子（円覚寺）◇紙本著色極楽寺境内絵図（極楽寺）
鎌倉の文化財 第23集	平成31年3月刊行／A5判 ／総頁74ページ／頒価600円／重量163g	◇絹本著色 若宮八幡神図（鎌倉市）◇紙本著色達磨図（建長寺）◇木造 阿弥陀如来立像（英勝寺）◇木造 釈迦如来坐像（建長寺）◇木造 地藏菩薩坐像（建長寺）◇木造 釈迦如来坐像（覚園寺）◇銅造 灌仏盤（円覚寺）◇木簡（天平五年銘）（鎌倉市）◇木簡（鎌倉市）◇白磁四耳壺（鎌倉市）

・ 『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷・坂ノ下村編	昭和50年10月刊行／A5判、 上製本／総頁341ページ／頒価 2,000円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講中、坂ノ下の安齊松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計247点を収録。
十二所編	昭和51年8月刊行／A5判、 上製本／総頁500ページ／頒価 2,500円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の3氏所蔵、および山口家旧蔵の文書133点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和52年10月刊行／A5判、 上製本／総頁598ページ／頒価 2,600円	昭和49年4月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの202点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和53年12月刊行／A5判、 上製本／総頁562ページ／頒価 2,800円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等285点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編・二階堂編 ・西御門編 （上・下2冊揃）	昭和56年3月刊行／A5判、 上製本／総頁800ページ／頒価 6,100円	林邦雄氏所蔵の史料84点、城田梅吉氏所蔵の史料34点、鈴木長八郎氏所蔵の史料13点を収録。

手広編(1) 内海家(上)	昭和58年3月刊行/A5判、 上製本/総頁244ページ/頒価 3,200円	内海賢弑氏所蔵の文書等40点を収録。慶安元年～ 文久元年までの史料を所収。
手広編(2) 内海家(中)	昭和59年3月刊行/A5判、 上製本/総頁519ページ/頒価 4,000円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正19年～明治31年 までの史料を所収。
手広編(3) 内海家(下)	昭和62年3月刊行/A5判、 上製本/総頁338ページ/頒価 3,300円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の帳簿類を中 心に68点の文書等を所収。
手広編(4) 和田家(上)	平成2年3月刊行/A5判、 上製本/総頁390ページ/頒価 3,800円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正19年～元治2年 までの文書等103点を収録。文化・文政年間の證 文・帳簿・文書類を中心とした史料群。
手広編(5) 和田家(中)	平成3年3月刊行/A5判、 上製本/総頁372ページ/頒価 4,000円	和田家(上)に続き、和田寿夫氏所蔵史料のう ち、天明6年～明治20年までの文書等63点を収 録。證文・帳簿類をはじめ、幕府や明治政府の達 など多岐にわたる。
手広編(6) 和田家(下) 内海家補遺	平成5年12月刊行/A5判、 上製本/総頁359ページ/頒価 4,000円	和田寿夫氏所蔵史料の29点及び補遺として内海宏 次氏所蔵史料のうち140点を収録。巻末に片桐一男 氏の略解題を付す。
扇ガ谷編(1) 河内家(1)	平成10年3月刊行/A5判、 上製本/総頁313ページ/頒価 4,800円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永12年から天保11 年までの文書等105点を収録。工匠河内家が作事、 普請を手がけた英勝寺に関する文書等を多数掲 載。
扇ガ谷編(2) 河内家(2)	平成14年3月刊行/A5判、 上製本/総頁326ページ/頒価 2,600円	河内家文書の続編。天保11年～嘉永7年までの文 書等47点を収録。英勝寺に関する文書が中心であ るが、光明寺山門に関する文書等も収録。

・ 『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定) 藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁246ページ/頒価1,000円	中央公民館(現:鎌倉生涯学習センター)建設に 伴う発掘調査の報告。14世紀の方形竪穴建築址、 15世紀の土壇墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁214ページ/頒価900円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報 告。武家屋敷と推定される13～14世紀の遺構群を 発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁182ページ/頒価1,000円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建 設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建され る以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発 見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁84ページ/頒価500円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴 う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡5 軒、埋甕3基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和60年8月刊行/B5判/ 総頁38ページ/頒価300円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に 伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝から は「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くにの井の四郎 入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 (鎌倉市文化財資料 第7集)	昭和46年12月初版刊行/A5 判/総頁356ページ/頒価1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信 仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた 話の内容は多岐にわたり興味深い。

## 5 史跡の公有地化・整備維持管理

### (1) 史跡の公有地化

次の国指定史跡の公有地化を行った。

史跡名	地番	面積 (㎡)	登記日
史跡北条氏常盤亭跡	常盤 725 番 1、 常盤 726 番 1	967.57 150.84	平成 31 年 1 月 4 日
史跡仮粧坂	扇ガ谷四丁目 339 番	54.31	平成 30 年 12 月 11 日

### (2) 史跡の整備

#### ア 国指定史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護と隧道の通行の再開に向け、平成 28 年度に崩落危険性調査、平成 29 年度に崩落対策工事基本設計を実施した。

平成 30 年度は、今後予定している工事の施工に際し、振動等で史跡への影響がないよう、施工計画検討業務を実施した。

#### イ 国指定史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）

指定地の 2 か所に石柱を設置した。

#### ウ 国指定史跡名越切通

指定地に石柱を設置した。

#### エ 国指定史跡伝上杉憲方墓

指定範囲の境界杭、管理柵、説明板を設置した。

### (3) 史跡の公開活用

#### ア 市主催説明会等

##### (ア) 史跡永福寺跡現地説明会

公開中の国指定史跡永福寺跡を案内しながら、『吾妻鏡』等の文献に見られる永福寺の様子や、発掘調査の成果などを説明する現地説明会を開催した。当日は、湘南工科大学との協働事業の成果である A R ・ V R の体験も併せて実施した。

日程：平成 30 年 4 月 7 日（土）

開催場所：史跡永福寺跡

参加者：約 200 名

(イ) 史跡永福寺跡夜間開放（お月見の会）

中秋の名月の時期に合わせて、通常は閉場している夜間時間帯の開放を行う予定であったが、大雨のため中止した。

実施予定日時：平成30年9月25日（火） 午後5時から7時

(ウ) 史跡永福寺跡の公開活用に関する意見交換会

史跡永福寺跡の公開活用について、近隣住民と意見交換会を開催した。

日時：平成31年3月2日（土）午前10時から12時

開催場所：鎌倉宮休憩所

出席者：二階堂親和会会員等10名

イ 史跡永福寺跡使用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	電柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	電柱用地
二階堂親和会	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	防災倉庫 掲示板設置
株式会社ハウフルス	平成30年4月25日	テレビ番組撮影
公益社団法人鎌倉市観光協会	平成30年10月5日～ 平成30年10月7日	イベント

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	馬のいる街プロジェクト	平成30年5月26日～ 平成30年5月27日	武家文化体験
北条氏常盤亭跡	梓想庵	平成30年4月5、19、 25日 平成30年5月23日 平成30年7月13日 平成31年3月5日、 19日	写真撮影

北条氏常盤亭跡	株式会社アストライ	平成30年4月16、17、23、24、27日 平成30年5月7、11、15、18、22、28、29日 平成30年6月2、4、5、16、18、19、30日 平成30年7月2、14、17、21、30、31日 平成30年8月3、4、13、18、20、27日 平成30年9月1、3、8、10、12、15、18、28、29日 平成30年10月5、9、15、22、29日 平成30年11月5、12、17、19、26日 平成30年12月3、5、6、10日	写真撮影
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成30年4月1日～平成31年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	平成30年4月1日～平成31年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	平成30年4月1日～平成31年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	公益財団法人鎌倉風致保存会	平成30年11月22日～平成30年11月27日	「かまくら里山フェスタ」実施
鶴岡八幡宮境内	鎌倉市	平成30年4月1日～平成31年3月31日	防災無線用地
法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）	阿含宗横浜道場	平成30年9月17日	御供養

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおりNPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で史跡の維持管理活動を行った。

平成30年4月3日	東勝寺跡①
平成30年5月1日	北条氏常盤亭跡①
平成30年5月16日	大町釈迦堂口遺跡①
平成30年6月12日	法華堂跡①
平成30年6月23日	永福寺跡
平成30年6月27日	北条氏常盤亭跡②

平成 30 年 7 月 3 日	北条氏常盤亭跡③
平成 30 年 7 月 10 日	法華堂跡②
平成 30 年 7 月 18 日	大町釈迦堂口遺跡②
平成 30 年 9 月 19 日	法華堂跡③
平成 30 年 10 月 2 日	大町釈迦堂口遺跡③
平成 30 年 10 月 17 日	大町釈迦堂口遺跡④
平成 30 年 11 月 21 日	北条氏常盤亭跡④
平成 30 年 12 月 4 日	大町釈迦堂口遺跡⑤
平成 30 年 12 月 19 日	東勝寺跡②

## 6 鎌倉国宝館の管理運営

### (1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失されたことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた、古社寺保存法やこの法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来するものである。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財について、良好な環境の下で安全に保管するとともに、平常展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、こうしたものを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「国宝館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

### (2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、平成8年には公開承認施設に認定された。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、25年には本館展示場の空調設備の大規模修繕を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、平成21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。



昭和3年4月	町立鎌倉国宝館開館
昭和4年3月	国宝保存法制定
昭和14年11月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和20年6月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8月	一時閉館
10月	再開館
昭和21年5月	疎開していた資料復帰
昭和23年10月	創立20周年祝賀式典開催
昭和25年5月	文化財保護法制定
昭和26年5月	勸告・承認出品施設となる
12月	博物館法制定
昭和27年8月	登録博物館となる
10月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和30年11月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和44年3月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和45年11月	友の会発足
昭和49年10月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和58年12月	新館（収蔵庫）竣工
平成3年3月	本館（展示場）改修
平成8年12月	公開承認施設となる
平成12年5月	本館が登録有形文化財に登録される
平成20年12月	収蔵庫に免震装置を設置
平成21年12月	本館彫刻展示場に免震装置を設置

### (3) 施設の概要

#### ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m <sup>2</sup>
建築面積	1,338.65 m <sup>2</sup>
	本館 798.84 m <sup>2</sup>
	新館 539.81 m <sup>2</sup>
延床面積	2,270.54 m <sup>2</sup>
	本館 1,189.84 m <sup>2</sup>
	新館 1,080.69 m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上2階
	新館 地上2階、地下1階

内 容	本館 1階（収蔵庫）	388.03 m <sup>2</sup>
	2階（展示場）	594.92 m <sup>2</sup>
	新館 1階（館長室、事務室等）	344.19 m <sup>2</sup>
	2階（収蔵庫）	378.00 m <sup>2</sup>
	地階（機械室、修理室、収蔵庫等）	358.80 m <sup>2</sup>
	内収蔵庫	50.08 m <sup>2</sup>
設 備	空調関係	温湿度自動制御（全館）
	照明関係	紫外線防止蛍光灯（展示場、収蔵庫、研究室）
	免震関係	免震装置（収蔵庫、彫刻展示場）
	防火・防犯関係	録画機能付監視モニターテレビ設備（全館）
		機械警備システム・夜間巡回警備（全館）
		自動火災報知設備（全館）
屋内消火栓		
	ハロンガス消火設備（収蔵庫）	

イ 開館時間・休館日

午前9時～午後4時30分（入館は4時まで）

月曜日（休日の場合は次の平日）

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 300円（210円） 小・中学生 100円（70円）

特別展（春・秋季特別展 以外）

一般 400円（300円） 小・中学生 200円（100円）

特別展（春季特別展）

一般 500円（400円） 小・中学生 200円（100円）

特別展（秋季特別展）

一般 600円（500円） 小・中学生 200円（100円）

割引券（秋季のみ） 一般 550円 小・中学生 150円

※（ ）内は20名以上団体料金

※市内の小・中学生及び65歳以上の市民は無料

(4) 機構と職員

ア 国宝館協議会

委員定数6名 任期2年

○平成29年11月15日～令和元年11月14日まで

会 長 八幡 義信（元鎌倉女子大学教授）  
副会長 錦 昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）  
大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）  
副島 弘道（大正大学名誉教授）  
吉田 茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

イ 職員

職員4名 嘱託員1名 計5名

館長（非常勤特別職） — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当2名

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

仏像入門－のぞいてみよう！ウラとワザ－	（平成30年4月1日～4月15日） 13日間
鎌倉の至宝－古都万華鏡－	（平成30年4月21日～6月3日） 39日間
常盤山文庫名品展2018－墨蹟の精華－	（平成30年6月9日～7月16日） 33日間
仏像入門－のぞいてみよう！ウラとワザ－	（平成30年7月21日～9月2日） 39日間
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	（平成30年9月7日～10月14日） 33日間
鎌倉国宝館1937-1945 －戦時下の博物館と守り抜かれた名宝－	（平成30年10月20日～12月2日） 38日間
源実朝とその時代	（平成31年1月4日～2月3日） 27日間
ひな人形－春をいろどるみやびの世界－	（平成31年2月9日～3月3日） 20日間
北斎と肉筆浮世絵－氏家浮世絵コレクションの至宝－	（平成31年3月9日～3月31日） 20日間

イ 主な調査研究

・国宝 太刀銘正恒（鶴岡八幡宮蔵）等	調査・撮影	平成30年8月
・県文 木造奪衣婆坐像（円応寺蔵）等	調査・撮影	平成30年9月
・重文 木造薬師如来及び両脇侍立像（養命寺蔵）等	調査・撮影	平成31年3月
・重要文化財 前机（円覚寺蔵）等	調査・撮影	平成31年3月

- ・重要文化財 円覚寺文書（円覚寺蔵）等 調査・撮影 平成31年3月

#### ウ 主な収蔵品貸出

- ・市文・富士山図（鎌倉国宝館） 静岡県富士山世界遺産センター  
平成30年8月
- ・重文・無学祖元像（円覚寺）、市文・中峰明本像（明月院）他 根津美術館  
平成30年8月
- ・北野社頭図（常盤山文庫） 東京国立博物館  
平成30年9月
- ・市文・源範頼像（鎌倉国宝館） 千葉市郷土博物館  
平成30年10月
- ・重文・舞楽面（鶴岡八幡宮）、市文・行道面（八雲神社）他 神奈川県立歴史博物館  
平成30年10月
- ・市文・僧形八幡神像・弘法大師像（浄光明寺）、文殊菩薩立像（阿弥陀寺）  
神奈川県立金沢文庫 平成30年11月
- ・重文・当麻曼荼羅図、市文・阿弥陀聖衆来迎図（光明寺）他  
埼玉県立歴史と民俗の博物館 平成31年2月

#### エ 出版

- ・特別展図録  
『開館90周年記念 鎌倉国宝館1937-1945－戦時下の博物館と守り抜かれた名宝－』刊行
- ・特別展図録  
『源実朝没後800年記念 鎌倉市市制施行80周年 源実朝とその時代』刊行
- ・『鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン』韓国語版、中国語（繁体字）版 刊行
- ・『鎌倉市教育委員会文化財部調査研究紀要』 刊行

#### オ 普及活動

（講座）

##### ○出張講座

- ・平成30年6月27日（水）開催 於・鎌倉女学院高等学校  
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）「鎌倉の仏像」  
受講者数：55名（3年生）
- ・平成31年2月3日（日）開催 於・腰越学習センター  
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）「鎌倉国宝館開館90周年こぼれ話」  
受講者数：15名
- ・平成31年2月10日（日）開催 於・深沢学習センター  
講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

「中世鎌倉の仏師たち－慶派・善派・院派－」

受講者数：32名

○鎌倉歴史文化交流館との連携事業

・鑑賞初心者のための連続講座

平成30年8月24日（金） 於・鎌倉歴史文化交流館、

8月25日（土） 於・鎌倉国宝館

講師：玉林美男（鎌倉市教育委員会文化財課非常勤嘱託員）

石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

受講者数：23名、28名

・展示替えにおける学芸員交流

○スタンプラリー5館（鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館・鎌倉市鍋木清方記念美術館・鎌倉市川喜多映画記念館・神奈川県立近代美術館鎌倉別館）連携事業

・トークセッション「鎌倉市 市制80周年記念 1939年とその時代」

平成31年3月2日（土）開催 於・鎌倉歴史文化交流館

講師：5館学芸員

受講者数：52名

（イベント）

○夏休みこども仏像教室

平成30年8月6日（月）開催 於・鎌倉国宝館

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

参加者数：23名

○特別展「鎌倉国宝館1937-1945－戦時下の博物館と守り抜かれた名宝－」

関連イベント

・鎌倉国宝館開館90周年シンポジウム「鎌倉国宝館90年の歩みとその未来」

平成30年11月23日（金・祝）開催

登壇者：木下 直之氏（東京大学教授・静岡県立美術館館長）

富岡 幸一郎氏（鎌倉同人会会長・鎌倉文学館館長・関東学院大学教授）

吉田 茂穂氏（鶴岡八幡宮宮司）

鈴木 良明（鎌倉国宝館館長）

参加者数：90名

○国宝館でひなまつり～オリジナル紙雛を作ろう！

特別展「ひな人形」関連イベント

平成31年2月24日（日）開催 於・鎌倉国宝館

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

参加者数：11名

○摺って！学んで！浮世絵講座

特別展「北斎と肉筆浮世絵」関連イベント

平成31年3月21日（木）開催 於・鎌倉国宝館

講師：大江昭子氏・平井真里氏（藤沢市藤澤浮世絵館学芸員）

参加者数：17名

○ガイドツアー「韓国語・中国語で巡る鎌倉仏像外国語ツアー」

平成31年3月24日（日）開催 於・浄光明寺、鎌倉国宝館

受講者数：（韓国語）6名、（中国語（繁体））12名

○列品解説

・毎週土曜日午後2時開催 実施回数51回

○特別解説

・随時 実施回数49回（学校教育10回含む）

○学校教育連携

・インターンシップ対応

鎌倉女学院高等学校1年生（平成30年7月25～27日、2名）

鎌倉女子大学2，3年生（平成30年8月2日～9月6日の間で2名、49時間ずつ）

横浜国立大学附属鎌倉中学校2年生（平成30年10月2，3日、2名）

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

平成30年12月15日号 No.104・木造源実朝坐像（山梨県・善光寺）

○中央図書館との連携事業

・特別展「源実朝とその時代」関連

公開講座「源実朝没後800年記念 源実朝とその時代」於・鎌倉市中央図書館

平成31年1月27日（日）開催 講師：阿部能久（鎌倉国宝館担当係長）

○鎌倉美術館との連携事業

・「浮世絵&三味線～江戸の音風景～」

平成31年3月29日（金）開催 演者：稀音家義丸氏（唄）

稀音家 助三朗氏（三味線）

稀音家 六四郎氏（三味線）

講師：加納 マリ氏（武蔵野音楽大学講師）

金子 智哉（鎌倉国宝館学芸員）

受講者数：17名

○「鎌倉駅地下道ギャラリー50」でのパネル展示

平成30年10月30日（火）～11月5日（月）

○鎌倉国宝館友の会における講演

・平成30年4月25日（水）

講師：浪川幹夫（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「古建築（寺社）鑑賞の手引き」

・平成30年5月22日（火）

講師：古田土俊一氏（浄光明寺執事、鎌倉考古学研究所所員）

「「やぐら」とは？起源、構造、分布など」

・平成30年6月5日（火）

講師：大三輪達哉氏（浄光明寺住職）

「浄光明寺拝観」

・平成30年7月26日（木）

講師：内藤浩之（鎌倉国宝館副館長）

「頂相彫刻について」

・平成30年9月20日（木）

講師：加藤健司氏（鶴岡八幡宮 教学研究所所長）

「八幡信仰と鶴岡八幡宮の歴史」

・平成30年10月26日（金）

講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「『鎌倉国宝館庶務日誌』に見る鎌倉国宝館と戦争」

・平成30年11月15日（木）

講師：大澤泉（鎌倉歴史文化交流館学芸嘱託員）

「「御成敗式目」について」

・平成31年1月22日（火）

講師：阿部能久（鎌倉国宝館担当係長）

「没後800年 源実朝とその時代」

・平成31年3月20日（水）

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

「東国の善派仏」

(6) 主な出版物

〔※は絶版〕

- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
- 英文案内書 Kamakura Museum
- 鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン
- The Basics of Buddhist Images
- 中世鎌倉寺社絵図の世界
- 鎌倉国宝館図録
- ※1-3 鎌倉の彫刻 1 - 3
- ※4 鎌倉の肖像画
  - 5 鎌倉の絵巻
- ※6 鎌倉の仏画
- ※7 鎌倉の漆器
- ※8 鎌倉の肖像彫刻
- ※9 鎌倉の水墨画
- ※10 鎌倉の石塔
- ※11 鎌倉の古鐘
- ※12 鎌倉の仏像
- ※13 鎌倉の史跡
- ※14 鎌倉の中世建築
- ※15 鎌倉の古絵図Ⅰ
  - 16 鎌倉の古絵図Ⅱ
  - 17 鎌倉の古絵図Ⅲ
- ※18 鎌倉の中世出土遺品
  - 19 鎌倉彫
- ※20 鎌倉の墨蹟
  - 21 鎌倉の五輪塔
  - 22 鎌倉の宝篋印塔
  - 23 鎌倉の石仏・宝塔
- ※24 鎌倉の板碑
  - 25 鎌倉の漆器Ⅱ
  - 26 鎌倉の絵巻Ⅱ
- ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
  - 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
  - 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
  - 30 鎌倉の近世障壁画
  - 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）
  - 32 鎌倉の頂相画
  - 33 鎌倉の金工
- 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
- 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
- 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
- 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
- 38 特輯 鎌倉の国宝
- 鎌倉国宝館論集
  - ※1 鎌倉の彫刻
  - ※2 鎌倉の古道
  - ※3 江の島と錦絵
  - ※4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
  - ※5 鎌倉の廃寺（永福寺など）
  - ※6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
  - ※7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
  - ※8 鎌倉の教学
  - ※9 鎌倉の板碑
  - ※10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
  - ※11 鎌倉地方造像関係資料第一集
  - ※12 鎌倉地方造像関係資料第二集
  - ※13 鎌倉地方造像関係資料第三集
  - ※14 鎌倉地方造像関係資料第四集
  - ※15 鎌倉地方造像関係資料第五集
  - ※16 鎌倉地方造像関係資料第六集
  - 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
  - 18 鎌倉地方造像関係資料第八集
- 鎌倉志料
  - 1 鎌倉五山記ほか
  - 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
  - 3 鹿山衆評帳ほか
  - 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
  - 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
  - 6 建長寺常住日記（Ⅲ）
  - 7 建長寺常住日記（Ⅳ）
  - 8 建長寺常住日記（Ⅴ）
  - 9 建長寺常住日記（Ⅵ）
  - 10 建長寺常住日記（Ⅶ）
  - 11 建長寺常住日記（Ⅷ）



(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

1,045 件 5,302 点

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5 件 43 点	74 件 870 点	1 件 1 点	20 件 79 点	78 件 521 点	560 件 1,314 点	738 件 2,828 点
館蔵品		1 件 2 点	1 件 1 点	3 件 16 点	11 件 232 点	291 件 2,223 点	307 件 2,474 点
計	5 件 43 点	75 件 872 点	2 件 2 点	23 件 95 点	89 件 753 点	851 件 3,537 点	1,045 件 5,302 点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館蔵品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※館蔵品の統計は平成21年度新統計による。

平成30年度収蔵品：0件

○写真原版総数

92,924 枚

種別	35mm	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

## (8) 入館者動向

## ○月別入館者数

月	開館日数	入場者総数	1日平均	団体		個人												無料	観覧料計
				一般	小・中	一般						小・中							
						一般	環境	割引	県利用券	市助成券	特別割引	前売(入場数)	小・中	環境	割引	県利用券	市助成券		
日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	枚	人	人	人	人	人	人	人	円
4月	22	3,609	164	24	224	2,350	15	0	2	5	0	0	398	1	0	0	2	588	1,057,800
5月	27	5,122	190	345	70	2,918	20	0	7	7	0	0	1,080	5	0	0	0	670	1,507,050
6月	22	3,271	149	60	131	1,805	9	0	1	0	0	0	734	1	0	0	0	530	903,600
7月	23	2,703	118	43	133	1,818	2	0	4	4	0	0	246	0	0	0	0	453	806,500
8月	28	4,084	146	58	24	3,127	24	0	6	4	0	0	281	2	0	0	0	558	1,339,500
9月	23	4,388	191	309	164	3,032	15	0	1	5	0	0	306	1	0	0	0	555	1,390,900
10月	22	4,256	193	212	152	2,598	21	0	5	4	0	0	407	10	0	0	0	847	1,489,450
11月	26	6,356	244	112	142	4,279	26	0	8	14	0	0	576	2	0	0	1	1,196	2,780,800
12月	2	714	357	7	0	478	3	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	216	294,350
1月	24	5,025	209	254	0	3,291	16	0	10	9	0	0	327	14	0	0	0	1,104	2,189,300
2月	20	4,758	238	98	22	3,308	12	0	7	10	0	0	298	0	0	0	1	1,002	1,610,600
3月	23	4,621	201	132	0	3,396	33	0	12	12	0	0	161	4	0	0	0	871	1,451,950
計	日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	枚	人	人	人	人	人	人	人	円
	262	48,907	187	1,654	1,062	32,400	196	0	64	74	0	0	4,823	40	0	0	4	8,590	16,821,800

## ○特別展入館者数

特別展名称	開催期間	開催日数	総入館者	一日平均
仏像入門～のぞいてみよう！ウラとワザ～	平成30年4月1日～4月15日	13日間	2,096人	161人
鎌倉の至宝－古都万華鏡－	平成30年4月21日～6月3日	39日間	7,346人	188人
常盤山文庫名品展2018	平成30年6月9日～7月16日	33日間	4,293人	130人
仏像入門～のぞいてみよう！ウラとワザ～	平成30年7月21日～9月2日	39日間	5,420人	139人
国宝鶴岡八幡宮古神宝	平成30年9月7日～10月14日	33日間	6,265人	190人
鎌倉国宝館1937－1945 －戦時下の博物館と守り抜かれた名宝	平成30年10月20日～12月2日	38日間	9,083人	239人
源実朝とその時代	平成31年1月4日～2月3日	27日間	6,399人	237人
ひな人形－おとめが受け継ぐたからもの－	平成31年2月9日～3月3日	20日間	4,195人	210人
北斎と肉筆浮世絵 －氏家浮世絵コレクションの至宝－	平成31年3月9日～3月31日	20日間	3,810人	191人

## 7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

### (1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター+パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

### (2) 施設の概要

#### ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 平方メートル

別館建物延べ床面積:267.56 平方メートル

#### イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00-16:00(入館は 15:30 まで)

休館日 日曜・祝日、年末年始、展示替え期間など

#### ウ 観覧料

観覧料 一般 300 円[210 円]、小・中学生 100 円[70 円]

※[ ]内は 20 名以上団体料金

### (3) 事業実施状況

#### ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

#### イ 展覧会

・発掘調査速報展 2018 vol.2「特集:水と暮らす中世」 材木座町屋遺跡/北条時房・顕時邸跡

平成 30 年 3 月 24 日(土)～6 月 9 日(土)

・企画展「発掘!かまくら探偵団 2018 ～日本のやきもの編～」

平成 30 年 6 月 16 日(土)～9 月 8 日(土)

・企画展「出土漆器の美」(同時開催:明治 150 周年記念古写真展「激動の鎌倉」)

平成 30 年 9 月 15 日(土)～12 月 15 日(土)

・春季企画展「鎌倉 Disaster —土地に刻まれた痕跡—」

平成 31 年 1 月 4 日(金)～令和元年(2019 年)5 月 18 日(土)

#### ウ 講座・ワークショップ

- ・ワークショップ「ペーパー甲冑をつくろう！」  
平成 30 年 4 月 28 日(土)13:30～15:00  
参加者 8 組 22 名(小学生 8 名、幼稚園生 1 名、中学生 1 名、保護者 12 名)
- ・夜間講座「鎌倉古建築鑑賞の手引き」  
平成 30 年 6 月 26 日(火)18:00～19:30 参加者 56 名
- ・夜間講座「絵巻物鑑賞の手引き」  
平成 30 年 7 月 27 日(火)18:00～19:30 参加者 56 名
- ・鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館連続講座「鎌倉のやきもの入門講座(やきもの話)」  
平成 30 年 8 月 24 日(金)18:00～20:00 参加者 23 名(鎌倉歴史文化交流館参加者数)
- ・夜間講座「土蔵と桐箱を選んだ日本人」  
平成 30 年 11 月 2 日(土)18:00～19:30 参加者 27 名
- ・出張講座 大船学習センター「鎌倉将軍の御台所—本覚尼・竹御所・近衛宰子—」  
平成 31 年 1 月 20 日(日)14:00～15:30 参加者 52 名
- ・出張講座 玉縄学習センター「鎌倉と京—二つの都市をつなぐ人々の歴史—」  
平成 31 年 1 月 27 日(日)14:00～15:30 参加者 32 名
- ・夜間講座「鎌倉大仏～造立と再興の歴史」  
平成 31 年 2 月 22 日(金)18:00～19:30 参加者 28 名
- ・夜間講座「大正関東地震と鎌倉」  
平成 31 年 3 月 15 日(金) 17:00～18:30 参加者 10 名

#### エ 自由参加型イベント(交流室使用、来館者自由参加)

- ・「セタのあらまし—乞巧奠(きっこうでん)—」平成 30 年 7 月 2 日(土)～7 月 7 日(土)
- ・「塗師になって出土漆器を再現しよう！」平成 30 年 10 月 6 日(土)～12 月 15 日(土)

#### オ 市内文化施設連携イベント

- ・「鎌倉ミュージアムめぐり スタンプラリー」平成 30 年 4 月 7 日(土)～12 月 16 日(日)
- ※秋のスペシャルウィーク 平成 30 年 10 月 27 日(土)～11 月 10 日(土)
- ・5 館の学芸員によるトークセッション「1939 年とその時代」  
平成 31 年 3 月 2 日(土) 17:00～19:00 参加者 52 名

#### カ ライフプロデュース事業

- ・REKIBUN コンサート「櫻に寄する夕べ」At Kamakura Museum of History and Culture  
平成 31 年 3 月 22 日(金)18:00～19:00 参加者 50 名

#### キ 学校対応関係

- ・第一小学校 128 名(平成 30 年 10 月 5 日)、第一中学校 14 名(平成 30 年 9 月 6 日)他

約 29 件(展示解説・ワークシート対応)

- ・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館＋鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」の配付
- ・出張授業 稲村ヶ崎小学校(平成 30 年9月 28 日)
- ・出張授業 深沢中学校(平成 30 年 12 月6日)

#### ケ 「VR永福寺」の常設公開

設置場所:鎌倉歴史文化交流館 別館 交流室

公開時期:平成 30 年9月 15 日(土)から

制作者:湘南工科大学・長澤可也教授研究室

※「VR永福寺」はヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

## (4) 入館者動向

## ○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
平成30年4月	24	1,442 人	60人
平成30年5月	24	1,670 人	70人
平成30年6月	21	1,677 人	80人
平成30年7月	25	1,087 人	43人
平成30年8月	26	1,299 人	50人
平成30年9月	18	1,310 人	73人
平成30年10月	26	2,391 人	92人
平成30年11月	20	2,390 人	120人
平成30年12月	13	1,254 人	96人
平成31年1月	23	1,781 人	77人
平成31年2月	22	1,330 人	60人
平成31年3月	25	1,369 人	55人
合計	267	19,000 人	71人

## ○曜日別来館者数

(単位:人)

月/曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
平成30年4月	0	161	291	152	245	246	347	1,442
平成30年5月	0	220	342	318	263	250	277	1,670
平成30年6月	0	166	298	219	202	306	486	1,677
平成30年7月	0	162	136	152	294	163	180	1,087
平成30年8月	0	203	191	203	258	222	222	1,299
平成30年9月	0	43	127	171	252	328	389	1,310
平成30年10月	0	230	451	455	282	443	530	2,391
平成30年11月	0	256	589	370	391	344	440	2,390
平成30年12月	0	143	135	186	151	150	489	1,254
平成31年1月	0	179	317	272	336	302	375	1,781
平成31年2月	0	168	146	168	207	296	345	1,330
平成31年3月	0	129	225	231	129	270	385	1,369
合計人数	0	2,060	3,248	2,897	3,010	3,320	4,465	19,000
曜日ごとの割合	0.0%	10.8%	17.1%	15.2%	15.8%	17.5%	23.5%	100.0%

8 資料編

(1) 鎌倉市指定文化財件数一覧

平成31年2月20日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	21	29	38	22	43		8	4	2				31	3		201
県指定	9	9	24	15	2			2			2	1	2			66
市指定	33	52	87	29	19	5	13	17	4	2	23		9		32	325
合計	64	94	150	72	67	5	21	23	6	2	25	1	42	3	32	607

※国登録有形文化財(建造物) 26件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成 17 年 3 月 2 日条例第 13 号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例（昭和 35 年 3 月条例第 7 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市文化財専門委員会（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 市指定有形文化財（第 11 条—第 27 条）
- 第 4 章 市指定無形文化財（第 28 条—第 33 条）
- 第 5 章 市指定民俗文化財（第 34 条—第 40 条）
- 第 6 章 市指定史跡名勝天然記念物（第 41 条—第 46 条）
- 第 7 章 市選定保存技術（第 47 条—第 51 条）
- 第 8 章 補則（第 52 条）
- 第 9 章 罰則（第 53 条—第 56 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため



欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市民、所有者等の責務）

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 市文化財専門委員会

（設置）

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

（構成等）

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

### 第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 13 条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第 1 項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者の変更等）

第 14 条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

（滅失、き損等）

第 15 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第 16 条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

（管理又は修理の補助）

第 17 条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（補助金の返還等）

第 18 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで

きる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の

変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財

の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定による届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

#### 第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

（市指定無形文化財の指定等の解除）

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保

持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第 31 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第 32 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第 17 条第 2 項、第 18 条並びに第 23 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第 33 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第 5 章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第 34 条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第 11 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第 11 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第 35 条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教



育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第 11 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第 11 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第 11 条第 3 項及び前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第 12 条第 4 項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第 12 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第 4 項の規定は、第 5 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第 36 条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第 37 条 第 13 条から第 20 条まで及び第 22 条から第 27 条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 38 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 39 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公

開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、

現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

## 第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。

4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあ

ってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第 49 条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人（保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者）について、同様とする。

（保存）

第 50 条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第 51 条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第 8 章 補則

（委任）

第 52 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

## 第 9 章 罰則

第 53 条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 54 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 55 条 第 21 条又は第 45 条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の

変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は料料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（市指定有形民俗文化財等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関してなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号  
改正  
昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号  
昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号  
昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号  
昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号  
昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号  
昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号  
昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号  
昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号  
昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号  
昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号  
昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号  
昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号  
平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号  
平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号  
平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」

という。)を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。

(2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

(3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

(4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。

(5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。

(7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(観覧料)

第5条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

(観覧料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の観覧料)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館資料の特別利用)

第8条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

(1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないとき。

(利用料)

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和27年10月31日条例第35号）

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。



附 則（昭和 29 年 8 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	1人につき 300円	1人につき 210円
小学生及び中学生	同 100円	同 70円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

別表(第9条)

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	300円
		小学生及び中学生	同	100円
	団体(20人以上)	一般	同	210円
		小学生及び中学生	同	70円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
  - (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
  - (3) 花火等火気を使用すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占有)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占有しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占有する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占有の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占有する場合 鎌倉市道路占有条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者

2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

～文化財保護法（抜粋）～

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という）についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

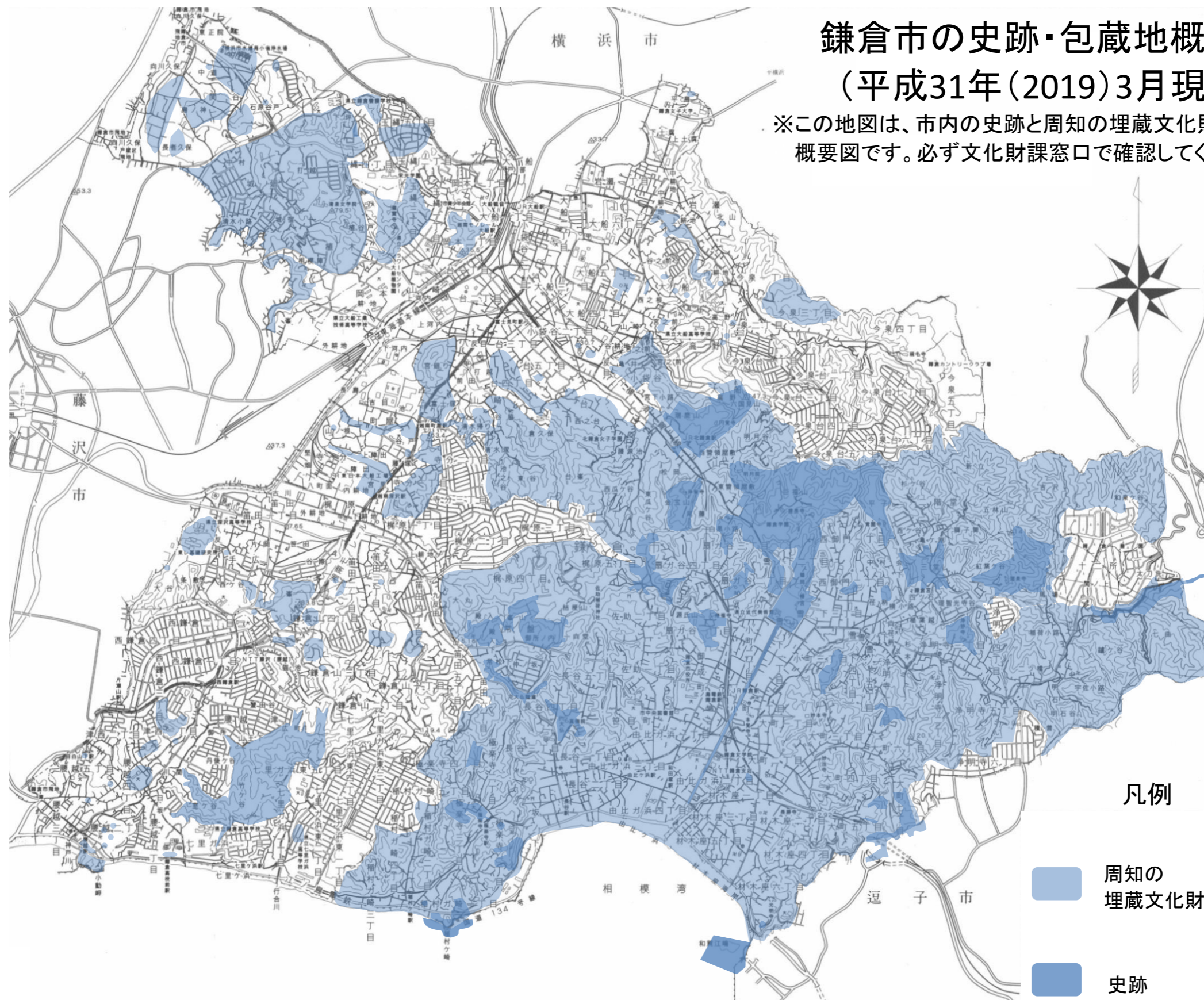
2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

**第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

**第二百五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。





鎌倉市文化財年報 平成 30 年(2018 年)度

令和 2 年(2020 年)2 月発行

鎌倉市教育委員会文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号

